

平成23年11月21日（月）開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成23年11月定例会主要事項について
- (2) 大規模広域的災害に対する中国5県の広域支援体制の強化及び四国地方との連携について
- (3) 全日本葬祭業協同組合連合会等との災害時協力協定の締結について
- (4) 水島コンビナート事業所への地震対策アンケート結果（最終報告）について
- (5) 市町村への事務・権限移譲について
- (6) 試験研究機関の外部評価結果について
- (7) 人権週間における啓発事業について
- (8) その他

○ 次回委員会

平成23年11月24日（木）午前10時～

○ 閉 会

平成23年度11月補正予算額一覧表

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)		合 計 (A)+(B)	
			うち緊急防災・災害対策分		
A 義務的経費	(246,414)	()	()	(246,414)	
	254,366	2	2	254,368	
B 公共 事業費	一般公共	(1,532)	(167)	(17)	(1,699)
		26,295	△ 698	614	25,597
	災害復旧	(79)	(2)	(3)	(81)
		5,646	1,016	1,023	6,662
国直轄	(1,962)	(1)	(1)	(1,963)	
	8,047	1,067	1,067	9,114	
C 国庫補助事業費	(6,829)	(3)	(36)	(6,832)	
	47,515	1,190	1,107	48,705	
D 基準 行政 運営費	人件費	(178,622)	(8)	()	(178,630)
		218,067	8		218,075
	運営費	(23,507)	(614)	(269)	(24,121)
	27,851	614	269	28,465	
E 単県行政施策費	(32,616)	(77)	(31)	(32,693)	
	81,397	1,936	1,459	83,333	
一般会計の計	(491,561)	(872)	(357)	(492,433)	
	669,184	5,135	5,541	674,319	
特別会計の計					
	261,338			261,338	
合 計	(491,561)	(872)	(357)	(492,433)	
	930,522	5,135	5,541	935,657	
企業会計の計					
	11,554			11,554	

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区 分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	うち緊急防災・災害対策分	合 計 (A) + (B)
総 務 部	(195,837)	(105)	()	(195,942)
	205,130	125	20	205,255
県 民 生 活 部	(8,104)	(51)	()	(8,155)
	11,026	51		11,077
環 境 文 化 部	(3,148)	(98)	(17)	(3,246)
	4,231	98	17	4,329
保 健 福 祉 部	(85,721)	(59)	(39)	(85,780)
	123,455	132	112	123,587
産 業 労 働 部	(5,871)	(8)	()	(5,879)
	16,612	1,248	1,240	17,860
農 林 水 産 部	(16,783)	(2)	(28)	(16,785)
	37,422	1,224	1,167	38,646
土 木 部	(14,946)	(522)	(273)	(15,468)
	64,577	586	1,987	65,163
警 察 本 部	(40,872)	(27)	()	(40,899)
	45,543	60		45,603
教 育 委 員 会	(117,412)	()	()	(117,412)
	158,315	1,611	998	159,926
諸 局	(2,867)	()	()	(2,867)
	2,873			2,873
合 計	(491,561)	(872)	(357)	(492,433)
	669,184	5,135	5,541	674,319

()は一般財源

平成23年度11月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

款別	区分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合計 (A)+(B)
県	税	188,913		188,913
地方消費税清算金		34,207		34,207
地方譲与税		23,156		23,156
地方特例交付金		2,293		2,293
地方交付税		170,054	552	170,606
交通安全対策特別交付金		700		700
分担金及び負担金		5,217	95	5,312
使用料及び手数料		6,021		6,021
国庫支出金		76,298	1,040	77,338
財産収入		1,295	2	1,297
寄附金		4	20	24
繰入金		38,462	2,172	40,634
諸収入		12,465	31	12,496
県債		110,099	1,223	111,322
合	計	669,184	5,135	674,319

【歳出】

款別	区分	既定予算額 (A)	補正予算額 (B)	合計 (A)+(B)
議会費		1,666		1,666
総務費		41,922	212	42,134
民生費		96,817	112	96,929
衛生費		26,745	20	26,765
労働費		9,098	1,248	10,346
農林水産業費		36,173	187	36,360
商工費		7,551		7,551
土木費		62,250	586	62,836
警察費		45,543	60	45,603
教育費		170,353	1,673	172,026
災害復旧費		3,872	1,037	4,909
公債費		103,646		103,646
諸支出金		63,348		63,348
予備費		200		200
合	計	669,184	5,135	674,319

平成 23 年 度

11月補正予算額事項別一覧表

平成 23 年 11 月 21 日

知事直轄, 総合政策局, 総務部

平成23年度 11月補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(174,557,009) 177,526,826	()	()	(174,557,009) 177,526,826	
	B 公 共 事業費	一般公共	()	()	()	()
		災害復旧	()	()	()	()
		国直轄等	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	() 205,097	()	()	() 205,097	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(8,362,621) 10,740,001	()	()	(8,362,621) 10,740,001
		運 営 費	(4,070,365) 4,215,474	(104,769) 104,769	(104,769) 104,769	(4,175,134) 4,320,243
	E 単県行政施策費	(8,846,840) 12,442,778	() 20,000	() 20,000	(8,846,840) 12,462,778	
	一般会計の計	(195,836,835) 205,130,176	(104,769) 124,769	(104,769) 124,769	(195,941,604) 205,254,945	
	特別会計の計	174,287,060			174,287,060	
合 計	(195,836,835) 379,417,236	(104,769) 124,769	(104,769) 124,769	(195,941,604) 379,542,005		
企業会計の計						

()は一般財源

平成23年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県庁舎維持管理費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
D		(387,404)	(104,769)	(104,769)
		419,764	104,769	104,769
説明	県庁舎維持補修費			
	県庁舎本館東側給排水管等の改修に要する経費			
人件費計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	(8,362,621) 10,740,001	()	()	
運営費計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	(4,070,365) 4,215,474	(104,769) 104,769	(104,769) 104,769	
D分類計	既定予算額	補正協議額	補正予算額	
	(12,432,986) 14,955,475	(104,769) 104,769	(104,769) 104,769	

()は一般財源

平成23年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	消防防災活動支援事業費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
E		(2,887)	(0)	(0)
		2,887	20,000	20,000
説明	消防防災活動支援事業費			
	(1) 消防応援活動調整本部整備事業 大規模災害の発生に備え、緊急消防援助隊の派遣を要請した場合に設置する「消防応援活動調整本部」を整備するために要する経費			10,767
	(2) 消防防災ヘリコプター・セカンドベース整備事業 消防防災ヘリコプターの拠点施設である岡南飛行場が災害等により使用不能となった場合に備え、岡山空港を仮拠点として活動を継続するために必要な資機材の整備に要する経費			4,781
	(3) ホースタワー設備設置事業 消防学校にホースタワー設備を設置するために要する経費			4,452
E分類計	既定予算額	(8,846,840)	()	()
		12,442,778	20,000	20,000
	一般会計計	(195,836,835)	(104,769)	(104,769)
		205,130,176	124,769	124,769
特別会計計	既定予算額	()	()	()
		174,287,060		
計	既定予算額	(195,836,835)	(104,769)	(104,769)
		379,417,236	124,769	124,769

()は一般財源

平成23年度 繰越（翌債）予定額一覧表

（一般会計）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	適要
総務費	総務管理費	県庁舎維持管理費	104,769	その他
		防災費		
		消防防災活動支援事業費	10,767	その他
合 計			115,536	

平成23年度

11月補正予算額事項別一覧表

平成23年11月21日

県民生活部

平成23年度11月補正予算額一覧表

(単位:千円)

区 分		既定予算額 (A)	補正協議額	補正予算額 (B)	合 計 (A)+(B)	
一 般 会 計	A 義務的経費	(664,958) 1,610,358	()	()	(664,958) 1,610,358	
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	()	()	()	()
		災 害 復 旧	()	()	()	()
		国 直 轄	()	()	()	()
	C 国庫補助事業費	(112,322) 645,376	()	()	(112,322) 645,376	
	D 基 準 行 政 運 営 費	人 件 費	(2,397,512) 2,423,674	()	()	(2,397,512) 2,423,674
		運 営 費	(2,342,888) 2,803,939	(50,951) 50,951	(50,951) 50,951	(2,393,839) 2,854,890
	E 単県行政施策費	(2,586,726) 3,541,943	()	()	(2,586,726) 3,541,943	
	一般会計の計	(8,104,406) 11,025,290	(50,951) 50,951	(50,951) 50,951	(8,155,357) 11,076,241	
	特別会計の計		869,768			869,768
合 計		(8,104,406) 11,895,058	(50,951) 50,951	(50,951) 50,951	(8,155,357) 11,946,009	
企業会計の計						

()は一般財源

平成23年度 11月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

分類	事項名	県民局管理運営費		
		既定予算額	補正協議額	補正予算額
D		(439,421)	(50,951)	(50,951)
		439,421	50,951	50,951
説明	県民局・地域事務所で保管されているポリ塩化ビフェニル廃棄物(PCB廃棄物)に係る処理を 日本環境安全事業株式会社(JESCO)に委託する経費			
	備前県民局			14,200
	備中県民局			13,142
	井笠地域事務所			4,381
	新見地域事務所			177
	美作県民局			19,051
D分類計	既定予算額	(4,740,400)	(50,951)	(50,951)
		5,227,613	50,951	50,951
一般会計 の計	既定予算額	(8,104,406)	(50,951)	(50,951)
		11,025,290	50,951	50,951
特別会計 の計	既定予算額	()	()	()
		869,768		
計	既定予算額	(8,104,406)	(50,951)	(50,951)
		11,895,058	50,951	50,951

()は一般財源

債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	財源内訳			
			国庫	地方債	その他	一般
岡山県岡山国際交流センター管理運営委託	平成24年度から平成28年度まで	205,000				205,000

<説明>

岡山県岡山国際交流センターについて、地方自治法の指定管理者制度による管理運営委託に要する経費

総務委員会資料(Ⅲ)

1 1 月定例会主要事項

- 当せん金付証票の発売について P 1
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例 P 2
- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正
する条例 P 3 1
- 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 P 5 2
- 岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例等を廃止する条例 P 5 9
- 岡山県税条例の一部を改正する条例 P 6 1
- 健全化判断比率について P 6 4
- 資金不足比率について P 6 6

平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日

総 務 部

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、平成24年度中において発売する証票は、次のとおりとする。

発 売 総 額 11,000,000千円以内

ただし、全国自治宝くじ及び西日本宝くじとして発売するものとする。

(参 考)

当せん金付証票法抜粋

（都道府県等の当せん金付証票の発売）

第4条 都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び地方
財政法（昭和23年法律第109号）第32条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総
務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益
の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定め
る事業（次項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めたと
きは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従
い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

2・3 略

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
 関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
 条例案要綱

担当課 総合政策局地方分権推進課
 環境文化部環境企画課
 保健福祉部生活衛生課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、規定の整備を行う必要がある。
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

別紙

- 1 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - (1) 知事の権限に属する事務のうち各市町村が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。
 - ア 地方自治法に基づく字の区域の新設の届出の受理等の事務
 - イ 農地法に基づく農地に係る所有権の移転の許可等の事務
 - (2) 知事の権限に属する次の事務を処理することとしている市町村から、市を除くこととする。
 - ア 墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地の経営の許可等の事務
 - イ 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等の事務
 - (3) 知事の権限に属する事務のうち新見市が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。
 - ア 騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等の事務
 - イ 悪臭防止法に基づく規制地域の指定等の事務
 - ウ 振動規制法に基づく住居が集合している地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものの指定等の事務
 - エ 環境基本法に基づく騒音に係る基準の類型を当てはめる地域の指定の事務
 - オ 社会福祉法に基づく社会福祉法人の定款の認可等の事務
 - (4) 知事の権限に属する事務のうち特定の市町村が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。
 - ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員の委託の事務
 - イ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員の委託の事務
 - ウ 母子保健法に基づく低体重児の届出の受理等の事務
 - エ 母子保健法施行規則に基づく知事に提出すべき書類の受理又は知事が交付する書類の交付の事務
 - (5) 知事の権限に属する事務のうち岡山市及び倉敷市が処理することとしている事務から、毒物及び劇物取締法に基づく業務上取扱者の氏名の届

出の受理等の事務を除くこととする。

(6) 水道法に基づく専用水道の布設工事の設計が施設基準に適合することの確認等の事務を処理することとしている市町村から、高梁市を除くこととする。

(7) 知事の権限に属する事務のうち倉敷市が処理することとしている事務から、工場立地法に基づく特定工場の新設の届出の受理等の事務を除くこととする。

(8) 駐車場法に基づく路外駐車場の設置の届出の受理等の事務を処理することとしている市町村から、都市計画区域をその区域に含む市を除くこととする。

(9) 知事の権限に属する事務のうち特定の市が処理することとしている事務から、次の事務を除くこととする。

ア 都市計画法に基づく市街地開発事業等予定区域内における建築物の建築の許可等の事務

イ 都市計画法に基づく都市計画施設の区域内の土地の指定等の事務

ウ 都市再開発法に基づく市街地再開発促進区域内における建築物の建築の許可等の事務

(10) 都市計画法に基づく都市計画施設の区域内における建築物の建築の許可等の事務を処理することとしている市町村から、都市計画区域をその区域に含む市及び瀬戸内市を除くこととする。

2 墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正

墓地等の経営の許可等に関する意見の徴取等の対象から市長を削除する。

3 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正

保健所を設置する市にあっては知事を市長と読み替える規定を削除する。

4 その他規定の整備を行う。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項中「及び次項」を削り、同表中八の項を削り、九の項を八の項とし、十の項から二十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表の二十一の項中「各市町村(岡山市及び倉敷市を除く。)」を「各町村」に改め、同項を同表の二十の項とし、同表中二十二の項を二十一の項とし、二十三の項を削り、二十四の項を二十二の項とし、二十五の項を削り、二十六の項を二十三の項とし、二十七の項を二十四の項とし、二十八の項及び二十九の項を削り、三十の項を二十五の項とし、三十一の項から四十一の項までを五項ずつ繰り上げ、四十二の項を削り、同表の四十三の項中「法及び」を「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この項において「法」という。)及び」に改め、同項を同表の三十七の項とし、同表中四十四の項を三十八の項とし、同表の四十五の項中口からリまでを削り、又をロとし、ルからレまでをハからリまでとし、同項ソ中「レ」を「リ」に改め、同ソを同項又とし、同項を同表の三十九の項とし、同表の四十六の項中「五十三の項及び五十四の項」を「四十六の項及び四十七の項」に改め、同項を同表の四十の項とし、同表の四十七の項中サからユまでを削り、同項を同表の四十一の項とし、同表中四十八の項を四十二の項とし、四十九の項を四十三の項とし、五十の項を削り、五十一の項を四十四の項とし、五十二の項から六十六の項までを七項ずつ繰り上げ、六十七の項を削り、六十八の項を六十の項とし、六十九の項から七十四の項までを八項ずつ繰り上げ、同表の七十五の項中イを削り、ロをイとし、ハからへまでを口からホまでとし、同項ト中「ロ、ニ及びホ」を「ハ及びニ」に、「ヌ」を「リ」に改め、同トを同項へとし、同項チ中「ロ、ニ及びホ」を「ハ及びニ」に、「ヌ」を「リ」に改め、同チを同項トとし、同項リ中「ロ、ニ及びホ」を「ハ及びニ」に、「ヌ」を「リ」に改め、同リを同項子とし、同項又中「ロ及びニ」を「イ及びハ」に改め、同又を同項リとし、同項ル中「ロ及びニ」を「イ及びハ」に改め、同ルを同項又とし、同項を同表の六十七の項とし、同表中七十六の項を六十八の項とし、七十七の項から八十二の項までを八項ずつ繰り上げ、同表の八十三の項中「市町村(岡山市及び倉敷市を除く。)」を「町村」に改め、同項を同表の七十五の項とし、同表中八十四の項を七十六の項とし、八十五の項を七十七の項とし、八十六の項を七十八の項とし、同表の八十七の項中「から九十一の項まで」を「及び次項」に改め、同項を同表の七十九の項とし、同表の八十八の項を削り、同表の八十九の項中「市町村(岡山市及び倉敷市を除く。) 瀬戸内市」を「

町村」に改め、同項口中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改め、同項を同表の八十の項とし、同表の九十の項を削り、同表の九十一の項中イからヲまでを削り、ワをイとし、同項力中「第六十二条第一項及び第二項」を「第六十二条第二項」に改め、同力を同項口とし、同項中ヨをハとし、夕からウまでをニからヲまでとし、同項を同表の八十一の項とし、同表の九十二の項(31)、(33)及び(60)中「個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る」を「市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く」に改め、同項を同表の八十二の項とし、同表の九十三の項中「各市町村(岡山市、倉敷市、新庄村、奈義町、西粟倉村)を「各町(奈義町)」に改め、同項を同表の八十三の項とし、同表中九十四の項を八十四の項とし、九十五の項から九十九の項までを十項ずつ繰り上げる。

別表第二の五の項中「三十四の項」を「三十三の項」に改め、同表の六の項中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同表の二十二の項中「(昭和三十九年法律第二百二十九号)」を削る。

第二条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の四十一の項中「(主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの(イからネまでに係るものに限る。))及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。」を削り、同項中イからネまでを削り、ナをイとし、ラからアまでをロからタまでとし、同表の四十三の項中「高梁市」を削り、同表中四十八の項を削り、四十九の項を四十八の項とし、五十の項から九十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二中二十九の項を削り、三十の項を二十九の項とし、三十一の項から三十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

(墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正)

第三条 墓地等の経営の許可等に関する条例(昭和六十二年岡山県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第五十二条第三項若しくは第五十三条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

第十条第二項第一号及び第五号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第二十八条(見出しを含む。)中「市町村長」を「町村長」に改める。

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第四条 公衆浴場法施行条例(昭和三十一年岡山県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ホ中「(保健所を設置する市にあつては、市長。第十一条を除き、以下同じ。)」

を削る。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第五条 旅館業法施行条例(昭和四十五年岡山県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号イ中「じゆうぶんな運輸を行なう」を「十分な運輸を行う」に改め、同条第二号イ及び第三号イ中「配ぜん室」を「配膳室」に改め、同号二中「ふとん」を「布団」に、「まくら」を「枕」に改め、同号ホ及びヘ中「水栓^{せん}」を「水栓」に改め、同条第四号ワ(五)中「すべて」を「全て」に改め、同号タ中「(保健所を設置する市にあつては、市長)」を削り、同条第五号中「こえて」を「超えて」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の四十七の項の改正規定(サからユまでを削る部分に限る。)、同表の九十二の項の改正規定(同項(31)、(33)及び(60)中「個人施行者、組合及び再開発会社に係るものに限る」を「市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く」に改める部分に限る。)及び別表第二の改正規定に限る。)及び第三条(墓地等の経営の許可等に関する条例第二十八条の改正規定を除く。)の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十五年四月一日

改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の施行に伴い、規定の整備を行う必要がある。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第一条関係）

新

別表第一（第二条関係）

一〇六略 七 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・口略	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市	市 務	市 町村
		八〇十九略 二十 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」と	各町村

旧

別表第一（第二条関係）

一〇六略 七 地方自治法（以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・口略	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市	事 務	市 町村
		九〇二十略 二十一 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」と	各市町村 （岡山市）

いう。)、墓地等の経営の許可等に関する条例
 (昭和六十二年岡山県条例第十四号。以下この
 項において「条例」という。)、及び条例の施行
 のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる
 もの(墓地に係るものであつて、条例第四条第
 三号に掲げる者に係るものに限る。)
 イ〜リ略

二十一 略

二十二 略

という。)、墓地等の経営の許可等に関する条
 例(昭和六十二年岡山県条例第十四号。以下こ
 の項において「条例」という。)、及び条例の施
 行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ
 るもの(墓地に係るものであつて、条例第四条
 第三号に掲げる者に係るものに限る。)
 イ〜リ略

二十二 略

二十三 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八
 号。以下この項において「法」という。))に基
 づく事務のうち、次に掲げるもの
 イ 法第三条第一項の規定による地域の指定
 ロ 法第三条第三項(法第四条第三項において
 準用する場合を含む。))の規定による公示
 ハ 法第四条第一項の規定による規制基準の設
 定
 ニ 法第十八条の規定による自動車騒音の状況
 の常時監視及びその結果の報告
 ホ 法第十九条の規定による自動車騒音の状況
 の公表
 ヘ 法第二十二條の規定による関係行政機関等
 への協力の要請及び意見の陳述

二十四 略

二十五 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一
 号。以下この項において「法」という。))に基
 づく事務のうち、次に掲げるもの

及び倉敷
 市を除く
)

新見市

新見市

<p>イ 法第三条の規定による規制地域の指定 ロ 法第四条の規定による規制基準の設定 ハ 法第五条第二項の規定による規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見の聴取 ニ 法第六条の規定による規制地域の指定等の公示 ホ 法第九条の規定による規制地域の指定等の要請の受理 ヘ 法第二十一条第一項の規定による関係行政機関等への協力の要請</p>	
<p>二十六・二十七略</p> <p>二十八 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第三条第一項の規定による地域の指定 ロ 法第三条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示 ハ 法第四条第一項の規定による規制基準の設定 ニ 法第二十条の規定による関係行政機関等への協力の要請及び意見の陳述</p>	<p>新見市</p>
<p>二十九 環境基本法（平成五年法律第九十一号）に基づく事務のうち、同法第十六条第二項の規定による地域の指定</p>	<p>新見市</p>

<p>二十五〇三十六略</p>	<p>三十七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第 二百八十三号。以下この項において「法」とい う。）及び法の施行のための規則に基づく事務 のうち、次に掲げるもの イ 手略</p>	<p>三十八 略</p>	<p>三十九 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律 第三百三号。以下この項において「法」という 。）、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年 政令第二百六十一号。以下この項において「政 令」という。）及び法の施行のための規則に基 づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略</p>
	<p>新見市</p>		<p>岡山市 倉敷市</p>

<p>三十三〇四十一略</p>	<p>四十二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第 二百八十三号。以下この項及び次項において「 法」という。）に基づく事務のうち、法第十二 条の三第一項の規定による身体障害者相談員の 委託</p>	<p>四十三 法及び法の施行のための規則に基づく事 務のうち、次に掲げるもの イ 手略</p>	<p>四十四 略</p> <p>四十五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律 第三百三号。以下この項において「法」という 。）、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年 政令第二百六十一号。以下この項において「政 令」という。）及び法の施行のための規則に基 づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略</p> <p>ロ 法第二十二條第一項（同条第二項において 同条第一項の例によることとされる場合を 含む。）の規定による業務上取扱者の氏名又は 住所等の届出の受理</p> <p>ハ 法第二十二條第三項の規定による業務上取 扱者の事業の廃止及び変更の届出の受理</p>
	<p>各市町村 （岡山市 及び倉敷 市を除く 。）</p>	<p>新見市</p>	<p>岡山市 倉敷市</p>

<p>又イからリ略 行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>四十 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）以下この項及び次項において「法」という。及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設（四十六の項及び四十七の項</p>
<p>二 法第二十二條第四項において準用する法第七條第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理 ホ 法第二十二條第四項において準用する法第十五條の三の規定による業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令 ヘ 法第二十二條第四項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査 ト 法第二十二條第四項において準用する法第十九條第三項の規定による業務上取扱者に対する毒物劇物取扱責任者の変更の命令 チ 法第二十二條第五項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査 リ 法第二十二條第六項の規定による違反者に対する措置命令 又レ略 ソ イからリまでに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村（岡山市、倉敷市及び新見市を除く）</p>

<p>二 法第二十二條第四項において準用する法第七條第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理 ホ 法第二十二條第四項において準用する法第十五條の三の規定による業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令 ヘ 法第二十二條第四項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査 ト 法第二十二條第四項において準用する法第十九條第三項の規定による業務上取扱者に対する毒物劇物取扱責任者の変更の命令 チ 法第二十二條第五項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査 リ 法第二十二條第六項の規定による違反者に対する措置命令 又レ略 ソ イからリまでに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>四十六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）以下この項及び次項において「法」という。及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設（五十三の項及び五十四の</p>
<p>各市町村（岡山市、倉敷市及び新見市を除く）</p>	<p>各市町村（岡山市、倉敷市及び新見市を除く）</p>

<p>四十二・四十三略</p>	<p>四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。） イ〜ア略</p>	<p>において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。） イ〜ハ略</p>
	<p>新見市</p>	

<p>五十 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に基づく事務のうち、同法第十五条の二第一項の規定による知的障害者相談員の委託</p>	<p>四十八・四十九略</p> <p>四十七 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。） イ〜ア略</p> <p>サ 法第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可（当該募集をしようとする地域が二以上の市町村の区域にわたるものを除く。） キ 法第七十三条第二項の規定による許可の条件の付加 ユ 法第七十三条第三項の規定による報告の受理</p>	<p>項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。） イ〜ハ略</p>
<p>各市町村（岡山市及び倉敷市を除く。）</p>	<p>新見市</p>	

四十四〜五十九略

六十〜六十六略

六十七 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）。以下この項において「法」という。（）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ〜ホ略

各市町村

五十一〜六十六略

六十八〜七十四略

六十七 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）。以下この項において「法」という。（）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第六条第一項の規定による特定工場の新設の届出の受理

ロ 法第七条第一項の規定による特定工場となる日以後最初に行われる変更の届出の受理

ハ 法第八条第一項の規定による特定工場の変更の届出の受理

ニ 法第九条第一項及び第二項の規定による届出者に対する勧告

ホ 法第十条第一項の規定による勧告に係る事項の変更の命令

ヘ 法第十一条第二項の規定による実施の制限の期間の短縮

ト 法第十二条の規定による氏名等の変更の届出の受理

チ 法第十三条第三項の規定による地位の承継の届出の受理

七十五 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）。以下この項において「法」という。（）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第三条第一項の規定による農地及び採草放牧地に係る所有権の移転等の許可

ロ〜ハ略

倉敷市

各市町村

<p>ヘ) 法第四十九条第一項の規定による立入調査等 (イ、ハ及びニに規定する許可並びにリに規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>ト) 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示(イ、ハ及びニに規定する許可並びにリに規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>チ) 法第五十条の規定による報告の徴取(イ、ハ及びニに規定する許可並びにリに規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>リ) 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し等(イ及びハに規定する許可に係るものに限る。)</p> <p>又) 法附則第二項第一号及び第三号の規定による農林水産大臣との協議(イ及びハに規定する許可に係るものに限る。)</p>	
<p>六十八〜七十四略</p> <p>七十五 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜ハ略</p>	<p>都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域をその区域に含む町村</p>

<p>ト) 法第四十九条第一項の規定による立入調査等 (イ、ロ、二及びホに規定する許可並びに又に規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>チ) 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示(イ、ロ、二及びホに規定する許可並びに又に規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>リ) 法第五十条の規定による報告の徴取(イ、ロ、二及びホに規定する許可並びに又に規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>又) 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し等(ロ及び二に規定する許可に係るものに限る。)</p> <p>ル) 法附則第二項第一号及び第三号の規定による農林水産大臣との協議(ロ及び二に規定する許可に係るものに限る。)</p>	
<p>七十六〜八十二略</p> <p>八十三 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ〜ハ略</p>	<p>都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域をその区域に含む市町村(岡山市及び倉敷市を</p>

	七十六〜七十八略	<p>七十九 都市計画法（以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜ウ略</p>	玉野市 笠岡市
--	----------	---	------------

除く。）	八十四〜八十六略	<p>八十七 都市計画法（以下この項から九十一の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜ウ略</p>	玉野市 笠岡市
各市（岡山市、倉敷市及び瀬戸内市を除く。）	<p>八十八 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五十二条の二第一項の規定による市街地開発事業等予定区域内における土地の形質の変更及び建築物の建築その他工作物の建設の許可</p> <p>ロ 法第五十二条の二第二項において準用する法第四十二条第二項の規定による国の機関との協議</p> <p>ハ 法第八十条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告及び助言（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ニ 法第八十一条第一項の規定による監督処分（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第八十一条第二項の規定による代執行及び公告（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第八十一条第三項の規定による公示（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ト 法第八十二条第一項の規定による立入検査（イに規定する許可に係るものに限る。）</p>		

<p>八十 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第五十三条第二項において準用する法第五十二条の二第二項の規定による国の機関との協議 ハ ト 略</p>	<p>法第五条 第一項の 規定によ る都市計 画区域を その区域 に含む町 村 美咲 町</p>
---	--

<p>八十九 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第五十三条第二項において準用する法第四十二条第二項の規定による国の機関との協議 ハ ト 略</p>	<p>法第五条 第一項の 規定によ る都市計 画区域を その区域 に含む市 町村(岡 山市及び 倉敷市を 除く。) 瀬戸内 市 美咲 町</p>
<p>九十 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第五十五条第一項の規定による都市計画施設の区域内の土地の指定 ロ 法第五十五条第二項の規定による申出の受理 ハ 法第五十五条第三項の規定による土地の買取りの申出等の相手方としての決定 ニ 法第五十五条第四項の規定による公告 ホ 法第五十六条第一項の規定による土地の買取り ヘ 法第五十六条第二項の規定による通知 ト 法第五十六条第三項の規定による通知の受理 チ 法第五十七条第一項の規定による公告及び</p>	<p>各市(岡 山市及び 倉敷市を 除く。)</p>

<p>八十一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>各市（岡山市、倉敷市及び瀬戸内市</p>
--	-------------------------

<p>九十一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条の四第一項の規定による市街地再</p>	<p>各市（岡山市、倉敷市及び瀬戸内市</p>
---	-------------------------

八十二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	イ 略 ロ 法第六十二条第二項に規定する許可証の交付 ハ ヲ 略
岡山市（	を除く。

九十二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	開発促進区域内における建築物の建築の許可 命令 ロ 法第七条の五第一項の規定による是正措置 ハ 法第七条の五第二項の規定による代執行及び公告 ニ 法第七条の六第一項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことの申出の受理 ホ 法第七条の六第二項の規定による土地の買取りの申出の相手方の決定及び公告 ヘ 法第七条の六第三項の規定による土地の買取り ト 法第七条の六第四項の規定による土地の買取りの意向の有無の通知 チ 法第七条の六第五項の規定による土地の買取りをしない旨の通知の受理 リ 法第七条の七第一項の規定による買い取つた土地の賃貸及び譲渡 又 法第七条の七第二項の規定による条件の付加 ル 法第七条の七第三項の規定による契約の解除 ヲ 法第六十条第一項ただし書の規定による他人の占有する土地への立入りの許可 ワ 略 カ 法第六十二条第一項及び第二項に規定する許可証の交付 コ ヲ 略
岡山市（	を除く。

八十四〜八十九略	<p>(1) (30)略</p> <p>(31) 法第九十九条の三第三項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認（市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く。）</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 法第九十九条の八第五項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の取消しの承認（市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く。）</p> <p>(34) (59)略</p> <p>(60) 法第百三十三条第一項の規定による管理規約の認可（市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く。）</p> <p>八十三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜二略</p>	<p>(54)から(59)までに係るものを除く。）</p> <p>備前市</p>
	<p>各町（奈義町及び久米南町を除く。）</p>	

九十四〜九十九略	<p>(1) (30)略</p> <p>(31) 法第九十九条の三第三項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものを除く。）</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 法第九十九条の八第五項（法第百十八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の取消しの承認（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものを除く。）</p> <p>(34) (59)略</p> <p>(60) 法第百三十三条第一項の規定による管理規約の認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものを除く。）</p> <p>九十三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜二略</p>	<p>(54)から(59)までに係るものを除く。）</p> <p>備前市</p>
	<p>各市町村（岡山市、倉敷市、新庄村、奈義町、西粟倉村及び久米南町を除く。）</p>	

別表第二（第三条関係）

六 児童福祉法の施行のための規則に基づく事務	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のため の規則に基づく事務	一〇四略	事務	市町村
				同条例第五 条の規 定により 指定され た県立自 然公園の 区域をそ の区域に 含む市町 村（岡山 市及び倉 敷市にあ つては、 別表第一 の三十三 の項に規 定する事 務に係る ものを除 く。）
各市（岡 山市を除 く。）				

別表第二（第三条関係）

六 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） の施行のための規則に基づく事務	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のため の規則に基づく事務	一〇四略	事務	市町村
				同条例第五 条の規 定により 指定され た県立自 然公園の 区域をそ の区域に 含む市町 村（岡山 市及び倉 敷市にあ つては、 別表第一 の三十四 の項に規 定する事 務に係る ものを除 く。）
各市（岡 山市を除 く。）				

七〇二十一

二十二 母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉
法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）
及び同法の施行のための規則に基づく事務

各市町村
（岡山市
及び倉敷
市を除く
。）

二十三〇三十四略

七〇二十一

二十二 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律
第二百二十九号）、母子及び寡婦福祉法施行令（
昭和三十九年政令第二百二十四号）及び同法の
施行のための規則に基づく事務

各市町村
（岡山市
及び倉敷
市を除く
。）

二十三〇三十四略

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新		旧	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
一〇四十略	事務	一〇四十略	事務
<p>四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	市町村	<p>四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第三十二条の規定による社会福祉法人の定款の認可</p> <p>ロ 法第三十九条の三の規定による仮理事の選任</p> <p>ハ 法第三十九条の四の規定による特別代理人の選任</p> <p>ニ 法第四十条第三号の規定による報告の受理</p> <p>ホ 法第四十三条第一項の規定による定款の変更の認可</p> <p>ヘ 法第四十三条第三項の規定による定款の変更の届出の受理</p> <p>ト 法第四十六条第二項の規定による解散の認可及び認定</p> <p>チ 法第四十六条第三項の規定による解散の届</p>	市町村
新見市 真庭市		新見市 真庭市	

<p>四十二 略</p> <p>四十三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に基つて「法」という。</p>	<p>イ、夕略</p>	
<p>鏡野町 勝央町</p>		

<p>四十二 略</p> <p>四十三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に基つて「法」という。</p>	<p>出の受理 リ 法第四十六条の七の規定による清算人の届出の受理 又 法第四十七条の二第四項の規定による意見の陳述 ル 法第四十七条の三の規定による清算結了の届出の受理 ヲ 法第四十九条第二項の規定による合併の認可 ワ 法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査 カ 法第五十六条第二項の規定による必要な措置の命令 ヨ 法第五十六条第三項の規定による業務の停止の命令及び役員解職の勧告 タ 法第五十六条第四項の規定による解散の命令 レ 法第五十六条第五項の規定による弁明の機会付与及び通知 ソ 法第五十六条第七項の規定による聴取書等の受理 ツ 法第五十七条の規定による事業の停止の命令 ネ 法第五十九条第一項の規定による事業の概要等の届出の受理 ナ、ア略</p>	
<p>高梁市 鏡野町</p>		

<p>二十九〜三十三略</p>	<p>一〜二十八略</p>	<p>事務</p>	<p>市町村</p>
			<p>四十八〜九十略</p>
<p>く事務のうち、次に掲げるもの イ〜ル略</p>			<p>四十四〜四十七略</p>

別表第二（第三条関係）

<p>三十〜三十四略</p>	<p>一〜二十八略</p>	<p>事務</p>	<p>市町村</p>
			<p>四十九〜九十一略</p>
<p>く事務のうち、次に掲げるもの イ〜ル略</p>			<p>勝央町</p>
<p>二十九 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）に基づく事務</p>			<p>各市町村（岡山市及び倉敷市を除く）</p>
<p>イ 法第十八条の規定による低体重児の届出の受理</p>			<p>各市町村（岡山市及び倉敷市を除く）</p>
<p>ロ 法第十九条の規定による未熟児の訪問指導</p>			<p>各市町村（岡山市及び倉敷市を除く）</p>

別表第二（第三条関係）

墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表（第三条関係）

新	旧
<p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第四条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号（納骨堂又は火葬場を 経営しようとする者にあつては、第一号又は第二号）のいずれかに該当 する者でなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第 二項に規定する宗教法人をいう。第十条第二項において同じ。）であ つて、同法第五条第一項に規定する主たる事務所又は同法第五十九条 第一項に規定する従たる事務所を県内に有するもの</p> <p>三 略</p> <p>(経営の許可の申請)</p> <p>第十条 1 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 宗教法人にあつては、当該宗教法人の規則（宗教法人が宗教法人法 第六条第一項の公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、 当該墓地等の経営を行う旨を明らかにした規則）の写し及び登記事項 証明書</p> <p>二 四略</p> <p>五 墓地等の敷地の登記事項証明書</p> <p>六 九略</p> <p>(町村長の意見の徴取等)</p> <p>第二十八条 知事は、法第十条第一項の規定による許可又は同条第二項の 規定による変更若しくは廃止の許可の申請があつた場合において、当該</p>	<p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第四条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号（納骨堂又は火葬場を 経営しようとする者にあつては、第一号又は第二号）のいずれかに該当 する者でなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第 二項に規定する宗教法人をいう。第十条第二項において同じ。）であ つて、同法第五条第一項に規定する主たる事務所又は同法第五十二条 第三項若しくは第五十三条第一項に規定する従たる事務所を県内に有 するもの</p> <p>三 略</p> <p>(経営の許可の申請)</p> <p>第十条 1 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 宗教法人にあつては、当該宗教法人の規則（宗教法人が宗教法人法 第六条第一項の公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、 当該墓地等の経営を行う旨を明らかにした規則）の写し及び登記簿の 謄本</p> <p>二 四略</p> <p>五 墓地等の敷地の登記簿の謄本</p> <p>六 九略</p> <p>(市町村長の意見の徴取等)</p> <p>第二十八条 知事は、法第十条第一項の規定による許可又は同条第二項の 規定による変更若しくは廃止の許可の申請があつた場合において、当該</p>

申請が第四条第二号又は第三号に掲げる者によつてされたものであるときは、当該申請に係る墓地等の所在地を管轄する町村長に意見を求めなければならぬ。

2 知事は、法第十条第一項の規定による許可又は同条第二項の規定による変更若しくは廃止の許可を行つたときは、その旨を当該許可又は変更若しくは廃止の許可に係る墓地等の所在地を管轄する町村長に通知しなければならぬ。第二十五条第二項の規定により検査済証を交付したときも、同様とする。

申請が第四条第二号又は第三号に掲げる者によつてされたものであるときは、当該申請に係る墓地等の所在地を管轄する市町村長に意見を求めなければならぬ。

2 知事は、法第十条第一項の規定による許可又は同条第二項の規定による変更若しくは廃止の許可を行つたときは、その旨を当該許可又は変更若しくは廃止の許可に係る墓地等の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならぬ。第二十五条第二項の規定により検査済証を交付したときも、同様とする。

公衆浴場法施行条例新旧対照表（第四条関係）

新	旧
<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 その他の公衆浴場 次のいずれかに該当する公衆浴場をいう。 イ、二略</p> <p>ホ その他知事が一般公衆浴場とその形態を異にするものとして認め たもの</p> <p>三・四略</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 その他の公衆浴場 次のいずれかに該当する公衆浴場をいう。 イ、二略</p> <p>ホ その他知事（保健所を設置する市にあつては、市長。第十一条を 除き、以下同じ。）が一般公衆浴場とその形態を異にするものとし て認めたもの</p> <p>三・四略</p>

新	旧
<p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 換気及び防湿</p> <p>イ 換気のために設けられた開口部は常に開放し、機械換気設備を有する場合は十分な運転を行うこと。</p> <p>ロ・ハ略</p> <p>二 採光及び照明</p> <p>イ 食堂及び配膳室の照度は、五十ルクス以上とすること。</p> <p>ロ・二略</p> <p>三 施設等の清潔</p> <p>イ 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>ロ・ハ略</p> <p>二 布団、毛布、枕等は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除くこと。</p> <p>ホ 洗面所には、適当数の洗面器を備え、水栓により飲用に適する水が豊富に供給されるようにすること。</p> <p>ヘ 便所の手洗設備は、水栓により清浄な水が豊富に供給されるようにすること。</p> <p>四 浴室の衛生措置等</p> <p>イ・ヲ略</p> <p>ワ 原水（水道水等のみを使用したものを除く。）の水質は、次に掲</p>	<p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 換気及び防湿</p> <p>イ 換気のために設けられた開口部は常に開放し、機械換気設備を有する場合はじゅうぶんな運転を行なうこと。</p> <p>ロ・ハ略</p> <p>二 採光及び照明</p> <p>イ 食堂及び配膳室の照度は、五十ルクス以上とすること。</p> <p>ロ・二略</p> <p>三 施設等の清潔</p> <p>イ 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>ロ・ハ略</p> <p>二 ふとん、毛布、まくら等は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除くこと。</p> <p>ホ 洗面所には、適当数の洗面器を備え、水栓により飲用に適する水が豊富に供給されるようにすること。</p> <p>ヘ 便所の手洗設備は、水栓により清浄な水が豊富に供給されるようにすること。</p> <p>四 浴室の衛生措置等</p> <p>イ・ヲ略</p> <p>ワ 原水（水道水等のみを使用したものを除く。）の水質は、次に掲</p>

げるとおりとすること。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、(一)から(四)までの基準の一部又は全部を緩和することができる。

(一)～(四)略

(五) 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。カ(三)において同じ。）は、五十ミリリットル中に検出されないこと。

(六) 略

カ・ヨ略

タ その他知事が必要と認めて指示する措置

五 客室の収容制限

イ ホテル営業、旅館営業及び下宿営業の用に供する客室には、次に掲げる割合を超えて客を収容しないこと。

(一)・(二)略

ロ 簡易宿所営業の用に供する客室には、次に掲げる割合を超えて客を収容しないこと。

一・五平方メートルについて一人。ただし、小学校の児童の団体を宿泊させる場合にあつては、一平方メートルについて一人

六略

げるとおりとすること。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、(一)から(四)までの基準の一部又は全部を緩和することができる。

(一)～(四)略

(五) 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。カ(三)において同じ。）は、五十ミリリットル中に検出されないこと。

(六) 略

カ・ヨ略

タ その他知事（保健所を設置する市にあつては、市長）が必要と認めて指示する措置

五 客室の収容制限

イ ホテル営業、旅館営業及び下宿営業の用に供する客室には、次に掲げる割合をこえて客を収容しないこと。

(一)・(二)略

ロ 簡易宿所営業の用に供する客室には、次に掲げる割合をこえて客を収容しないこと。

一・五平方メートルについて一人。ただし、小学校の児童の団体を宿泊させる場合にあつては、一平方メートルについて一人

六略

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総合政策局地方分権推進課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを真庭市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

別紙

- 1 知事の権限に属する次の事務を処理することとする市町村に，真庭市を加えることとする。
 - (1) 児童福祉法に基づく一時預かり事業の開始の届出の受理等の事務
 - (2) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者生活訓練等事業等の開始の届出の受理等の事務
 - (3) 生活保護法に基づく保護施設の設置の届出の受理等の事務
 - (4) 社会福祉法に基づく社会福祉施設の定款の認可等の事務
 - (5) 母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出の受理等の事務
 - (6) 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理等の事務
 - (7) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の開始の届出の受理等の事務
 - (8) お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令に基づく寄附金の配分を受けようとする団体が提出する申請書に添付する意見書の作成の事務
 - (9) 地方税法施行規則に基づく認知症である老人等の関係者により組織される団体が営利を目的としない団体であることについての証明の事務
- 2 介護保険法に基づく居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対するその行った居宅サービス等に関する報告の命令等の事務は，新見市が処理することとする。
- 3 障害者自立支援法に基づく自立支援給付に係る障害者等に対する当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に関する報告の命令等の事務は，新見市が処理することとする。
- 4 その他規定の整備を行う。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十二の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同項ナ中「の各条」を削り、同表の三十七の項及び三十八の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同表の四十の項中「及び新見市」を「、新見市及び真庭市」に改め、同表の四十一の項及び四十五の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同表の四十六の項中「新見市」を「新見市及び真庭市」に改め、同表の四十七の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同表中八十九の項を九十一の項とし、五十六の項から八十八の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の五十五の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同項を同表の五十七の項とし、同表の五十四の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同項を同表の五十六の項とし、同表中五十三の項を五十五の項とし、同表の五十二の項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）を「法」に、「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同項を同表の五十四の項とし、同表の五十一の項の次に次の二項を加える。

五十二 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第二十四条第一項の規定による報告等の命令及び質問
- (2) 法第二十四条第二項の規定による報告の命令及び質問
- (3) 法第二十四条の三第一項の規定による指定都道府県事務受託法人への委託（(1)及び(2)に係るものに限る。）
- (4) 法第二十四条の三第四項の規定による公示
- (5) 法第七十条第一項の規定による法第四十一条本文に規定する指定
- (6) 法第七十条第六項（法第七十条の二第四項及び第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取
- (7) 法第七十条第七項の規定による協議
- (8) 法第七十条第八項の規定による指定の拒否及び条件の付加
- (9) 法第七十条の二第一項の規定による指定の更新
- (10) 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更
- (11) 法第七十一条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

新見市

- (12) 法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理
- (13) 法第七十五条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- (14) 法第七十五条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- (15) 法第七十六条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (16) 法第七十六条の二第一項の規定による必要な措置の勧告
- (17) 法第七十六条の二第二項の規定による公表
- (18) 法第七十六条の二第三項の規定による必要な措置の命令
- (19) 法第七十六条の二第四項の規定による公示
- (20) 法第七十六条の二第五項の規定による通知の受理
- (21) 法第七十七条第一項の規定による指定の取消し等
- (22) 法第七十七条第二項の規定による通知の受理
- (23) 法第七十八条の規定による公示
- (24) 法第七十九条第一項の規定による法第四十六条第一項に規定する指定
- (25) 法第七十九条の二第一項の規定による指定の更新
- (26) 法第八十二条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- (27) 法第八十二条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- (28) 法第八十三条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (29) 法第八十三条の二第一項の規定による必要な措置の勧告
- (30) 法第八十三条の二第二項の規定による公表
- (31) 法第八十三条の二第三項の規定による必要な措置の命令
- (32) 法第八十三条の二第四項の規定による公示
- (33) 法第八十三条の二第五項の規定による通知の受理
- (34) 法第八十四条第一項の規定による指定の取消し等
- (35) 法第八十四条第二項の規定による通知の受理
- (36) 法第八十五条の規定による公示
- (37) 法第八十六条第一項の規定による法第四十八条第一項第一号に規定する指定
- (38) 法第八十六条第三項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を

- 含む。)の規定による通知及び意見の聴取
- (39) 法第八十六条の二第二項の規定による指定の更新
- (40) 法第八十九条の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理
- (41) 法第九十条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (42) 法第九十一条の規定による指定の辞退の受理
- (43) 法第九十一条の二第一項の規定による必要な措置の勧告
- (44) 法第九十一条の二第二項の規定による公表
- (45) 法第九十一条の二第三項の規定による必要な措置の命令
- (46) 法第九十一条の二第四項の規定による公示
- (47) 法第九十一条の二第五項の規定による通知の受理
- (48) 法第九十二条第一項の規定による指定の取消し等
- (49) 法第九十二条第二項の規定による通知の受理
- (50) 法第九十三条の規定による公示
- (51) 法第九十四条第一項の規定による開設の許可
- (52) 法第九十四条第二項の規定による入所定員等の変更の許可
- (53) 法第九十四条第六項（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取
- (54) 法第九十四条の二第二項の規定による開設の許可の更新
- (55) 法第九十五条第一項の規定による承認
- (56) 法第九十五条第二項の規定による承認
- (57) 法第九十八条第一項第四号の規定による許可
- (58) 法第九十九条第一項の規定による開設者の住所等の変更及び施設の再開の届出の受理
- (59) 法第九十九条第二項の規定による施設の廃止及び休止の届出の受理
- (60) 法第一百条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (61) 法第一百条第三項の規定による通知の受理
- (62) 法第一百一条の規定による使用の制限等
- (63) 法第一百二条第一項の規定による管理者の変更の命令
- (64) 法第一百三条第一項の規定による必要な措置の勧告
- (65) 法第一百三条第二項の規定による公表

- (66) 法第百三条第三項の規定による必要な措置の命令及び業務の停止の命令
- (67) 法第百三条第四項の規定による公示
- (68) 法第百三条第五項の規定による通知の受理
- (69) 法第百四条第一項の規定による許可の取消し等
- (70) 法第百四条第二項の規定による通知の受理
- (71) 法第百四条の二の規定による公示
- (72) 法第百五条において準用する医療法第九条第二項の規定による届出の受理
- (73) 法第百五条において準用する医療法第十五条第三項の規定による届出の受理
- (74) 法第百五条において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与
- (75) 法第百十五條の二第一項の規定による法第五十三條第一項本文に規定する指定
- (76) 法第百十五條の五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- (77) 法第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- (78) 法第百十五條の七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (79) 法第百十五條の八第一項の規定による必要な措置の勧告
- (80) 法第百十五條の八第二項の規定による公表
- (81) 法第百十五條の八第三項の規定による必要な措置の命令
- (82) 法第百十五條の八第四項の規定による公示
- (83) 法第百十五條の八第五項の規定による通知の受理
- (84) 法第百十五條の九第一項の規定による指定の取消し等
- (85) 法第百十五條の九第二項の規定による通知の受理
- (86) 法第百十五條の十の規定による公示
- (87) 法第百十五條の十一において準用する法第七十條の二第一項の規定による指定の更新
- (88) 法第百十五條の十一において準用する法第七十一條第一項ただし書及び第七十二條第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

(89) 法第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消し等

新見市

五十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び岡山県健康の森学園障害者支援施設に係るものを除く。）

- イ 法第十一条第一項の規定による報告等の命令及び質問
- ロ 法第十一条第二項の規定による報告等の命令及び質問
- ハ 法第三十六条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する指定
- ニ 法第三十七条第一項の規定による指定の変更
- ホ 法第三十八条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する指定
- ヘ 法第三十九条第一項の規定による指定の変更
- ト 法第四十一条第一項の規定による指定の更新
- チ 法第四十六条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- リ 法第四十六条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- ヌ 法第四十六条第三項の規定による設置者の住所等の変更の届出の受理
- ル 法第四十七条の規定による指定の辞退の受理
- ヲ 法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の命令及び立入検査等
- ワ 法第四十九条第一項及び第二項の規定による必要な措置の勧告
- カ 法第四十九条第三項の規定による公表
- コ 法第四十九条第四項の規定による必要な措置の命令
- ク 法第四十九条第五項の規定による公示
- ケ 法第四十九条第六項の規定による通知の受理
- コ 法第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し等
- ツ 法第五十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理
- ネ 法第五十一条の規定による公示

- ナ 法第五十一条の十九第一項の規定による法第五十一条の十四第一項に規定する指定
- ラ 法第五十一条の二十一第一項の規定による指定の更新（ナに規定する指定に係るものに限る。）
- ム 法第五十一条の二十五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- ウ 法第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- エ 法第五十一条の二十七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- ノ 法第五十一条の二十八第一項の規定による必要な措置の勧告
- オ 法第五十一条の二十八第三項の規定による公表
- ク 法第五十一条の二十八第四項の規定による必要な措置の命令
- ヤ 法第五十一条の二十八第五項の規定による公示
- マ 法第五十一条の二十八第六項の規定による通知の受理
- ケ 法第五十一条の二十九第一項の規定による指定の取消し等
- フ 法第五十一条の二十九第三項の規定による通知の受理
- コ 法第五十一条の三十第一項の規定による公示

別表第二の五の項中「三十三の項」を「二十八の項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務（この条例により新たに市町村が処理することとされたものに限る。）に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対

してなされた申請その他の行為とみなす。

改正理由

市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを真庭市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

別表第一（第二条関係）		新	旧
一〇三十一略	三十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ナ 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査等（法第三十六条及び第三十八条から第四十条までに規定する業務を目的とする施設（以下「無認可施設等」という。）に係るものに限る。） ラクケ略	新見市 真庭市	新見市
一〇三十一略	三十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ナ 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査等（法第三十六条及び第三十八条から第四十条までに規定する業務を目的とする施設（以下「無認可施設等」という。）に係るものに限る。） ラクケ略	新見市 真庭市	新見市
三十三 三十六略	三十七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略	新見市 真庭市	新見市
三十八 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（知事以外の規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（知事以外	三十八 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（知事以外	新見市 真庭市	新見市

の者が設置する保護施設に係るものに限る。）
イハ略

三十九 略

四十 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設（四十六の項及び四十七の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに限るものに限る。）
イハ略

各市町村
（岡山市
、倉敷市
、新見市
及び真庭
市を除く
。）

新見市
真庭市

四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）
イハ略

四十二～四十四 略

四十五 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
イハ略

新見市
真庭市

の者が設置する保護施設に係るものに限る。）
イハ略

三十九 略

四十 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設（四十六の項及び四十七の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに限るものに限る。）
イハ略

各市町村
（岡山市
、倉敷市
及び新見
市を除く
。）

新見市

四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）
イハ略

四十二～四十四 略

四十五 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
イハ略

新見市

四十六 老人福祉法（以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
イ、ル略

各市町村
（新見市
及び真庭
市を除く
。）（岡
山市及び
倉敷市に
あつては
トからル
までに係
るものに
限り、町
村にあつ
てはイか
ら八まで
に係るも
のについ
ては地域
密着型介
護老人福
祉施設に
係るもの
（ハに係
るもの
うち入所
定員の増
加の認可
に係るも
のについ

四十六 老人福祉法（以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
イ、ル略

各市町村
（新見市
を除く。
）（岡山
市及び倉
敷市にあ
つてはト
からルま
でに係る
ものに限
り、町村
にあつて
はイから
八までに
係るもの
のについ
ては地域
密着型介
護老人福
祉施設に
係るもの
（ハに係
るもの
うち入所
定員の増
加の認可
に係るも
のについ
ては、地域

<p>四十七 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ヽム略</p>	<p>ては、地域密着型介護老人福祉施設でなくなる場合を除く。）に限る。</p>
<p>四十八 〽五十一略</p>	<p>新見市 真庭市</p>
<p>五十二 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 法第二十四条第一項の規定による報告等の命令及び質問 （2） 法第二十四条第二項の規定による報告の命令及び質問 （3） 法第二十四条の三第一項の規定による指定都道府県事務受託法人への委託（（1）及び（2）に係るものに限る。） （4） 法第二十四条の三第四項の規定による公示 （5） 法第七十条第一項の規定による法第四十一条第一項本文に規定する指定 （6） 法第七十条第六項（法第七十条の二第四項及び第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>新見市</p>
<p>四十七 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ヽム略</p>	<p>密着型介護老人福祉施設でなくなる場合を除く。）に限る。</p>
<p>四十八 〽五十一略</p>	<p>新見市</p>

定による通知及び意見の聴取

(7) 法第七十条第七項の規定による協議

(8) 法第七十条第八項の規定による指定の拒否及び条件の付加

(9) 法第七十条の二第一項の規定による指定の更新

(10) 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更

(11) 法第七十一条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

(12) 法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

(13) 法第七十五条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理

(14) 法第七十五条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

(15) 法第七十六条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

(16) 法第七十六条の二第一項の規定による必要な措置の勧告

(17) 法第七十六条の二第二項の規定による公表

(18) 法第七十六条の二第三項の規定による必要な措置の命令

(19) 法第七十六条の二第四項の規定による公示

(20) 法第七十六条の二第五項の規定による通知の受理

(21) 法第七十七条第一項の規定による指定の取消し等

(22) 法第七十七条第二項の規定による通知の受理

(23) 法第七十八条の規定による公示

(24) 法第七十九条第一項の規定による法第四十六条第一項に規定する指定

(25) 法第七十九条の二第一項の規定による指定の更新

(26) 法第八十二条第一項の規定による事業所の名称等の

変更及び事業の再開の届出の受理

(27) 法第八十二条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

(28) 法第八十三条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

(29) 法第八十三条の二第一項の規定による必要な措置の勧告

(30) 法第八十三条の二第二項の規定による公表

(31) 法第八十三条の二第三項の規定による必要な措置の命令

(32) 法第八十三条の二第四項の規定による公示

(33) 法第八十三条の二第五項の規定による通知の受理

(34) 法第八十四条第一項の規定による指定の取消し等

(35) 法第八十四条第二項の規定による通知の受理

(36) 法第八十五条の規定による公示

(37) 法第八十六条第一項の規定による法第四十八条第一項第一号に規定する指定

(38) 法第八十六条第三項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取

(39) 法第八十六条の二第一項の規定による指定の更新

(40) 法第八十九条の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理

(41) 法第九十条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

(42) 法第九十一条の規定による指定の辞退の受理

(43) 法第九十一条の二第一項の規定による必要な措置の勧告

(44) 法第九十一条の二第二項の規定による公表

(45) 法第九十一条の二第三項の規定による必要な措置の

命令

- (46) 法第九十一条の二第四項の規定による公示
- (47) 法第九十一条の二第五項の規定による通知の受理
- (48) 法第九十二条第一項の規定による指定の取消し等
- (49) 法第九十二条第二項の規定による通知の受理
- (50) 法第九十三条の規定による公示
- (51) 法第九十四条第一項の規定による開設の許可
- (52) 法第九十四条第二項の規定による入所定員等の変更の許可
- (53) 法第九十四条第六項（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取
- (54) 法第九十四条の二第一項の規定による開設の許可の更新
- (55) 法第九十五条第一項の規定による承認
- (56) 法第九十五条第二項の規定による承認
- (57) 法第九十八条第一項第四号の規定による許可
- (58) 法第九十九条第一項の規定による開設者の住所等の変更及び施設の再開の届出の受理
- (59) 法第九十九条第二項の規定による施設の廃止及び休止の届出の受理
- (60) 法第一百条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (61) 法第一百条第三項の規定による通知の受理
- (62) 法第一百一条の規定による使用の制限等
- (63) 法第一百二条第一項の規定による管理者の変更の命令
- (64) 法第一百三条第一項の規定による必要な措置の勧告
- (65) 法第一百三条第二項の規定による公表
- (66) 法第一百三条第三項の規定による必要な措置の命令及び業務の停止の命令

- (67) 法第百三条第四項の規定による公示
- (68) 法第百三条第五項の規定による通知の受理
- (69) 法第百四条第一項の規定による許可の取消し等
- (70) 法第百四条第二項の規定による通知の受理
- (71) 法第百四条の二の規定による公示
- (72) 法第百五条において準用する医療法第九条第二項の規定による届出の受理
- (73) 法第百五条において準用する医療法第十五条第三項の規定による届出の受理
- (74) 法第百五条において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与
- (75) 法第百五条の二第一項の規定による法第五十三条第一項本文に規定する指定
- (76) 法第百五条の五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- (77) 法第百五条の五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- (78) 法第百五条の七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (79) 法第百五条の八第一項の規定による必要な措置の勧告
- (80) 法第百五条の八第二項の規定による公表
- (81) 法第百五条の八第三項の規定による必要な措置の命令
- (82) 法第百五条の八第四項の規定による公示
- (83) 法第百五条の八第五項の規定による通知の受理
- (84) 法第百五条の九第一項の規定による指定の取消し等
- (85) 法第百五条の九第二項の規定による通知の受理

(86) 法第百十五條の十の規定による公示

(87) 法第百十五條の十一において準用する法第七十條の二第一項の規定による指定の更新

(88) 法第百十五條の十一において準用する法第七十一條第一項ただし書及び第七十二條第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

(89) 法第百十五條の三十五第六項の規定による指定の取消し等

五十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号

。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び岡山県健康の森学園障害者支援施設に係るものを除く。）

イ 法第十一條第一項の規定による報告等の命令及び質問

ロ 法第十一條第二項の規定による報告等の命令及び質問

ハ 法第三十六條第一項の規定による法第二十九條第一項に規定する指定

ニ 法第三十七條第一項の規定による指定の変更

ホ 法第三十八條第一項の規定による法第二十九條第一項に規定する指定

ヘ 法第三十九條第一項の規定による指定の変更

ト 法第四十一條第一項の規定による指定の更新

チ 法第四十六條第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理

リ 法第四十六條第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

新見市

又 法第四十六条第三項の規定による設置者の住所等の変更の届出の受理

ル 法第四十七条の規定による指定の辞退の受理

ヲ 法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の命令及び立入検査等

ワ 法第四十九条第一項及び第二項の規定による必要な措置の勧告

カ 法第四十九条第三項の規定による公表

コ 法第四十九条第四項の規定による必要な措置の命令

ク 法第四十九条第五項の規定による公示

ケ 法第四十九条第六項の規定による通知の受理

コ 法第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し等

ツ 法第五十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理

ネ 法第五十一条の規定による公示

ナ 法第五十一条の十九第一項の規定による法第五十一条の十四第一項に規定する指定

ラ 法第五十一条の二十一第一項の規定による指定の更新（ナに規定する指定に係るものに限る。）

ム 法第五十一条の二十五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理

ウ 法第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

エ 法第五十一条の二十七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

オ 法第五十一条の二十八第一項の規定による必要な措置の勧告

カ 法第五十一条の二十八第三項の規定による公表

<p>ク 法第五十一条の二十八第四項の規定による必要な措置の命令</p> <p>ヤ 法第五十一条の二十八第五項の規定による公示</p> <p>マ 法第五十一条の二十八第六項の規定による通知の受理</p> <p>ケ 法第五十一条の二十九第一項の規定による指定の取消し等</p> <p>フ 法第五十一条の二十九第三項の規定による通知の受理</p> <p>コ 法第五十一条の三十第一項の規定による公示</p>	
<p>五十四 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p>	<p>新見市 真庭市</p>
<p>五十五 略</p>	
<p>五十六 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）に基づく事務のうち、同令第二条第二項の規定による意見書の作成</p>	<p>新見市 真庭市</p>
<p>五十七 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）に基づく事務のうち、同令第十条の七の三第一項第四号の規定による証明</p>	<p>新見市 真庭市</p>
<p>五十八 略</p> <p>五十九 略</p>	

別表第二（第二条関係）

<p>五十二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）以下この項において「法」という。及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 略</p>	<p>新見市</p>
<p>五十三 略</p>	
<p>五十四 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）に基づく事務のうち、同令第二条第二項の規定による意見書の作成</p>	<p>新見市</p>
<p>五十五 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）に基づく事務のうち、同令第十条の七の三第一項第四号の規定による証明</p>	<p>新見市</p>
<p>五十六 略</p> <p>五十七 略</p>	

別表第二（第三条関係）

六〇三十四略	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務	一〇四略	事務	市町村
				同条例第五 条の規 定により 指定され た県立自 然公園の 区域をそ の区域に 含む市町 村（岡山 市及び倉 敷市にあ つては、 別表第一 の二十八 の項に規 定する事 務に係る ものを除 く。）

六〇三十四略	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務	一〇四略	事務	市町村
				同条例第五 条の規 定により 指定され た県立自 然公園の 区域をそ の区域に 含む市町 村（岡山 市及び倉 敷市にあ つては、 別表第一 の三十三 の項に規 定する事 務に係る ものを除 く。）

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	東日本大震災に対処するための作業に従事した職員に対して、国家公務員に準じて特殊勤務手当を支給することとする等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	平成23年度11月補正予算案に計上予定
備 考	

1 岡山県職員特殊勤務手当支給条例（4において「条例」という。）第23条第1項に定めるもののほか、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

(2) 原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（(2)、(3)及び(4)において「本部長指示」という。）により、同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（(1)に掲げるものを除く。）

(3) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）

(4) 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業（(1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。）

2 1の手当の額は、作業1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1(1)に掲げる作業のうち(2)に掲げるもの以外のもの 20,000円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、20,000円にその100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

(2) 1(1)に掲げる作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 5,000円

- (3) 1 (2) に掲げる作業のうち屋外において行うもの 10,000円 (心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあっては、10,000円にその100分の100に相当する額を加算した額)
 - (4) 1 (2) に掲げる作業のうち屋内において行うもの 2,000円
 - (5) 1 (3) に掲げる作業のうち屋外において行うもの 5,000円
 - (6) 1 (3) に掲げる作業のうち屋内において行うもの 1,000円
 - (7) 1 (4) に掲げる作業 2,500円
- 3 2 (3), 2 (5) 又は 2 (7) に掲げる作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊勤務手当の額は、2により職員が受けべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
- 4 警察職員が東日本大震災に対処するため条例第33条第1項第10号に掲げる作業に引き続き5日以上従事したときは、同号の規定により定められる額にその100分の100に相当する額を加算した額を支給する。
- 5 その他規定の整備を行う。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第三項に見出しとして「（税務特別手当支給条例の廃止）」を付し、附則に次の四項を加える

（東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例）

4 第二十三条第一項に定めるもののほか、災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この項において「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）

三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前二号に掲げるものを除く。）

四 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域の屋外において行う作業（前三号に掲げるものを除く。）

5 前項の手当の額は、作業一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 二万円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、二万円にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）

二 前項第一号に掲げる作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 五千円

三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一万円（心身に著しい負担を与えるも

のとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、一万円にその百分の百に相当する額を加算した額)

- 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 二千元
- 五 前項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千元
- 六 前項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円
- 七 前項第四号に掲げる作業 二千五百円
- 六 前項第三号、第五号又は第七号に掲げる作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊勤務手当の額は、前項の規定により職員が受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。
- 七 警察職員が東日本大震災に対処するため第三十三条第一項第十号に掲げる作業に引き続き五日以上従事したときは、同号の規定により定められる額にその百分の百に相当する額を加算した額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (適用)
- 2 この条例による改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 この条例による改正前の岡山県特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて、平成二十三年三月十一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

改正理由

東日本大震災に対処するための作業に従事した職員に対して、国家公務員に準じて特殊勤務手当を支給することとする等所要の改正を行う必要がある。

岡山県職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表

新	旧
<p>附則</p> <p>1 (施行期日) 略</p> <p>2 (経過措置) 略</p> <p>3 (税務特別手当支給条例の廃止) 略</p> <p>4 (東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例)</p> <p>第二十三条第一項に定めるもののほか、災害応急作業等従事職員の特務手当は、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業</p> <p>二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下この項において「本部長指示」という。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の区域のうち人事委員会規則で定めるものにおいて行う作業（前二号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととさ</p>	<p>附則</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

- れた区域の屋外において行う作業（前三号に掲げるものを除く。）
- 5| 前項の手当の額は、作業一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一| 前項第一号に掲げる作業のうち次号に掲げるもの以外のもの
二万円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、二万円にその百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額）
- 二| 前項第一号に掲げる作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 五千円
- 三| 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一万円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業に従事した場合にあつては、一万円にその百分の百に相当する額を加算した額）
- 四| 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 二千円
- 五| 前項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千円
- 六| 前項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円
- 七| 前項第四号に掲げる作業 二千五百円
- 6| 前項第三号、第五号又は第七号に掲げる作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊勤務手当の額は、前項の規定により職員が受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。
- 7| 警察職員が東日本大震災に対処するため第三十三条第一項第十号に掲げる作業に引き続き五日以上従事したときは、同号の規定により定められる額にその百分の百に相当する額を加算した額を支給する。

岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例等を廃止する条例案要綱

担当課 総務部財政課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>次の条例を廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例 2 岡山県農林水産総合センター農業研究所実験農場特別会計条例 3 岡山県就農支援資金貸付金特別会計条例 4 岡山県立高等学校実習経営特別会計条例
廃止理由	<p>事務の簡素化及び効率化を図るため、対象となる事業について会計を区分して経理する必要性が低下し、設置の意義が希薄となった特別会計を廃止する必要がある。</p>
案と予算措置との関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例（昭和四十五年岡山県条例第十四号）
- 二 岡山県農林水産総合センター農業研究所実験農場特別会計条例（昭和四十二年岡山県条例第十五号）
- 三 岡山県就農支援資金貸付金特別会計条例（昭和三十九年岡山県条例第六号）
- 四 岡山県立高等学校実習経営特別会計条例（昭和三十九年岡山県条例第十五号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計条例に基づく岡山県心身障害者扶養共済制度特別会計、岡山県農林水産総合センター農業研究所実験農場特別会計に基づく岡山県農林水産総合センター農業研究所実験農場特別会計、岡山県就農支援資金貸付金特別会計条例に基づく岡山県就農支援資金貸付金特別会計及び岡山県立高等学校実習経営特別会計条例に基づく岡山県立高等学校実習経営特別会計（以下「旧特別会計」という。）は、平成二十四年五月三十一日までは、旧特別会計の出納整理に必要な限度において、なお存続するものとする。

廃止理由

事務の簡素化及び効率化を図るため、対象となる事業について会計を区分して経理する必要性が低下し、設置の意義が希薄となった特別会計を廃止する必要がある。

岡山県税条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部税務課

項 目	記 載 欄
案の内容	<p>1 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が、国又は県の路線の維持に係る補助金を受けて運行する路線のうち、特に地域住民の生活に必要なものであって、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして知事が指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、自動車取得税を課さないこととする。</p> <p>2 その他規定の整備を行う。</p>
改正理由	<p>地方税法の一部改正に鑑み、一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	<p>なし</p>
備 考	

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二第一項中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

附則第十七条の四の次に次の一条を加える。

（自動車取得税の非課税）

第十七条の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、国又は県の路線の維持に係る補助金を受けて運行する路線のうち、特に地域住民の生活に必要なものであつて、輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして知事が指定したものの運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県税条例附則第十七条の五の規定は、平成二十三年七月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

改正理由

地方税法の一部改正に鑑み、一般乗合用のバスの取得に係る自動車取得税の非課税措置に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。

新	旧
<p>第七十六条の二 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条 第一項に規定する国民体育大会の予選会及び財団法人日本ゴルフ協会（昭和 六十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人を いう。）が主催する競技会その他の競技力の向上に資するために行われる競 技会で規則で定めるもの（以下この条において「国民体育大会の予選会等」 という。）の出場選手（規則で定める者を除く。）のゴルフ場の利用（当該 国民体育大会の予選会等の競技（公式練習を含む。）として利用する場合に 限る。）に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金 （規則で定める金額を加算した金額とする。次項において同じ。）が当該国 民体育大会の予選会等が開催されるゴルフ場の通常の利用料金に比較して百 分の二十以上軽減されて定められている場合に限り、第七十五条の規定にか かわらず、同条に規定する税率の二分の一とする。</p> <p>2・3略</p> <p>附 則</p> <p>（自動車取得税の非課税）</p> <p>第十七条の五 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送 事業を經營する者が、国又は県の路線の維持に係る補助金を受けて運行する 路線のうち、特に地域住民の生活に必要なものであつて、輸送人員の減少等 により運行の維持が困難になつてゐるものとして知事が指定したものの運行 の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合においては、当該取得が平成 二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条第一項の規定に かかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p>	<p>第七十六条の二 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第 一項に規定する国民体育大会の予選会及び財団法人日本ゴルフ協会（昭和六 十二年十月一日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をい う。）が主催する競技会その他の競技力の向上に資するために行われる競 技会で規則で定めるもの（以下この条において「国民体育大会の予選会等」 という。）の出場選手（規則で定める者を除く。）のゴルフ場の利用（当該国 民体育大会の予選会等の競技（公式練習を含む。）として利用する場合に限 る。）に対して課するゴルフ場利用税の税率は、当該利用に係る利用料金（ 規則で定める金額を加算した金額とする。次項において同じ。）が当該国民 体育大会の予選会等が開催されるゴルフ場の通常の利用料金に比較して百分 の二十以上軽減されて定められている場合に限り、第七十五条の規定にか かわらず、同条に規定する税率の二分の一とする。</p> <p>2・3略</p>

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき平成22年度決算に係る健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告します。

(単位：%)

実質赤字比率	—	(3.75)
連結実質赤字比率	—	(8.75)
実質公債費比率	14.8	(25.0)
将来負担比率	237.7	(400.0)

※（ ）内は、早期健全化基準を記載

(参 考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 抜粋

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

2～7略

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成22年度岡山県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

健全化判断比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないことから算定されない。

比率名	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75%	5%
連結実質赤字比率	—	8.75%	20%
実質公債費比率	14.8%	25%	35%
将来負担比率	237.7%	400%	

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき平成22年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告します。

会 計 名	資金不足比率
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	－％（20％）
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	－％（20％）
岡山県港湾整備事業特別会計	－％（20％）
岡山県流域下水道事業特別会計	－％（20％）
岡山県営電気事業会計	－％（20％）
岡山県営工業用水道事業会計	－％（20％）

※（ ）内は、経営健全化基準を記載

(参 考)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 抜粋

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない

2～3略

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成22年度岡山県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の手続

資金不足比率審査は、次の点に主眼を置き、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、実施した。

- (1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。
- (2) その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

第3 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各会計の資金不足比率は、資金不足が生じていないことから算定されない。

会計の名称	平成22年度	経営健全化基準
岡山県営工業用水道事業会計	—	20%
岡山県営電気事業会計	—	20%
岡山県営食肉地方卸売市場特別会計	—	20%
岡山県流域下水道事業特別会計	—	20%
岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計	—	20%
岡山県港湾整備事業特別会計	—	20%

岡山県岡山国際交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり、指定管理者を指定するものとする。

- 1 管理を行わせる施設 岡山市北区奉還町二丁目2番1号
岡山県岡山国際交流センター
- 2 指定管理者となる団体 岡山市北区奉還町二丁目2番1号
財団法人 岡山県国際交流協会
理事長 末長 範彦
- 3 指定の期間 平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

〈参 考〉

地方自治法抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 1～5 略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

財団法人 岡山県国際交流協会の概要

- （1）設 立 平成3年3月19日
- （2）役員数 27名（理事25名、監事2名）
- （3）目 的 世界の人々との相互理解と友好親善を深めるとともに、世界の国々との学術文化、スポーツ、経済等の幅広い交流を積極的に推進することにより、国際性豊かな人づくりと世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。
- （4）事業内容 ①国際交流の推進に関する事業
②国際協力及び海外移住に関する事業
③国際理解に関する事業
④外国人に対する情報提供等に関する事業
⑤国際観光に関する事業
⑥経済交流に関する事業
⑦広報、出版及び調査研究に関する事業
⑧岡山国際交流センターの管理運営
⑨その他法人の目的を達成するために必要な事業

総務委員会資料

- 大規模広域的災害に対する中国5県の広域支援体制の強化及び
四国地方との連携について P 1

- 全日本葬祭業協同組合連合会等との災害時協力協定の締結
について P 4

- 水島コンビナート事業所への地震対策アンケート結果(最終報告)
について P 5

平成23年11月21日

知事直轄

大規模広域的災害に対する中国5県の広域支援体制の強化 及び四国地方との連携について

中国地方知事会では、大規模広域的災害が発生し、被災県独自では十分な応急措置が実施できない場合の支援体制や、四国地方との連携体制について検討してきたが、中国・四国9県知事の合意を得て、本日、大規模広域的災害発生時の「中国5県の広域支援体制に関する基本合意書」及び「中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書」を締結する。

【基本合意の内容】

1 中国5県における広域支援体制の強化

(1) 第1段階：発災当初の対応（発災直後～）

ア カウンターパート制による支援の開始

予め支援相手を定めたカウンターパート制により、発災当初から被災地ニーズに応じた円滑かつ迅速な支援を実施。

- ・被災地ニーズを把握する連絡員を派遣し、情報収集を開始。
- ・被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に開始。

イ 中国5県広域支援本部の設置

知事会会長県に「中国5県広域支援本部」を設置。

(2) 第2段階：よりの確な支援を行うための対応（発災後2～3日以降）

ア 中国5県広域支援本部による調整

被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、「中国5県広域支援本部」が中国ブロック内各県及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を実施。

- ・被災状況に応じて、カウンターパート制による支援県以外の県に支援を割当。
- ・各県の物的・人的資源等の活用・配分等の調整。
- ・四国ブロックとの連携・調整。
- ・全国知事会との調整。

イ 被災地ニーズに応じた、よりの確な支援を実施

「中国5県広域支援本部」の調整の下、ブロック内各県は、必要に応じて市町村と協力・連携して、人的・物的支援や広域避難の受け入れ等、被災地ニーズに応じた支援を実施。

2 四国地方との連携

- 中国・四国ブロックが一体となったカウンターパート制を導入。
- 四国ブロックにも中国ブロックと同様に広域支援本部を設置。

中国5県における広域支援体制の強化

迅速な対応

被災県の要請

災害発生

カウンターパート制による支援

広域支援本部による調整

支援担当県

中国5県広域支援本部

《中国5県のカウンターパート》

第1段階（発災直後）

隣接県による支援を基本

被災県	支援担当県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

連絡員派遣・情報収集開始

※ 被災状況に応じ、中国5県広域支援本部が支援担当県の順位を調整

被災地ニーズに応じた支援を円滑・迅速に開始

[食料・飲料水等提供、緊急輸送路・手段確保、医療支援]

状況報告

中国地方知事会会長県に本部設置

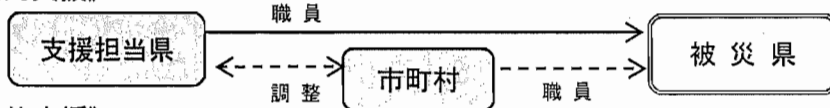
〈事務局〉会長県職員、各県からの連絡調整員

▼ 被災地ニーズ等の情報収集

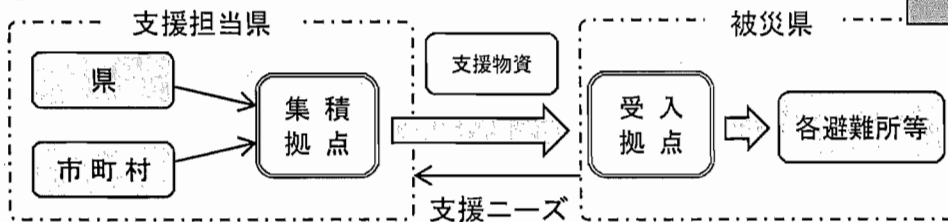
▼ 会長県から被災県への連絡員派遣

第2段階（発災後2～3日以降）

《人的支援》



《物的支援》



よりの確な支援の実施

- 被災県支援に係る各県との調整
 - 支援担当県以外の県に支援を割当 [支援県は、支援担当県と同様の支援実施]
 - 各県の物的・人的資源等の活用・配分等調整
 - 広域避難の受入調整

- 四国ブロックとの連携・調整
- 全国知事会との調整

四国ブロックとの連携

迅速な対応

災害発生

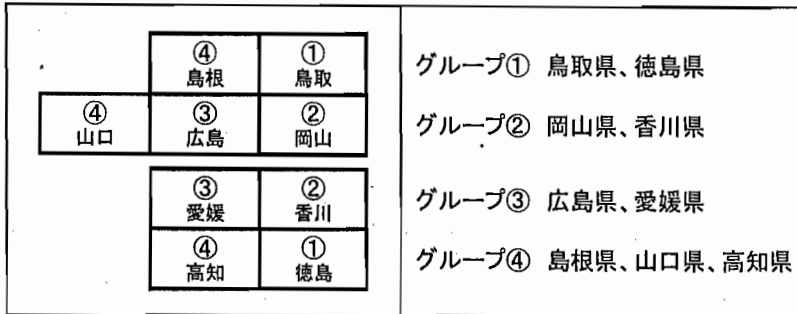
被災県の要請

カウンターパート制による支援

広域支援本部による調整

《中国・四国ブロック一体となった
カウンターパート制》

東海・東南海・南海地震などの大規模な災害の場合
(中国・四国ブロックで対応可能な場合)



連絡員派遣・情報収集開始

被災地ニーズに応じた支援を円滑・迅速に開始
[食料・飲料水等提供、緊急輸送路・手段確保、医療支援]

人的支援

物的支援

被災県(被災市町村)

状況報告

よりの確な支援の実施

中国 5 県
広域支援本部

四国 4 県
広域支援本部

連携・調整
情報共有

支援担当県
以外の県に
支援を割当

支援担当県
以外の県に
支援を割当

状況
報告

状況
報告

支援 県

支援 県

情報
収集

情報
収集

支援

支援

全日本葬祭業協同組合連合会等との災害時協力協定の締結について

1 概要

災害救助法が適用された大規模な災害が発生した場合、県地域防災計画に基づき、速やかに遺体の安置、棺等必要資材の提供及び埋葬等を行うため、全日本葬祭業協同組合連合会等と「災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定」を締結する。

2 相手方

- ・全日本葬祭業協同組合連合会
- ・岡山県霊柩葬祭事業協同組合（組合員9社が所属）
- ・岡山県葬祭事業協同組合（組合員6社が所属）

(参考) 全日本葬祭業協同組合連合会

葬祭業という職業が社会的に必要不可欠であること、その地位の向上、競争力強化による経営の安定、葬祭文化の発展を目的として、昭和31年11月に設立。

会員数：全国58事業協同組合

(県内の会員：県霊柩葬祭事業協同組合及び県葬祭事業協同組合)

同連合会との協定は、19都道府県で締結している。

(中国地方では、鳥取県が締結済み。)

3 協力内容

災害救助法が適用された市町村からの要請等により必要が生じた場合、次の業務について協力を要請する。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送
- (3) その他必要とする事項

4 締結式

(1) 日時 平成23年11月29日(火) 14:20～14:50

(2) 場所 県庁3階 第1会議室

(3) 出席者

〈相手方〉・全日本葬祭業協同組合連合会 会長 松井 昭憲

・岡山県霊柩葬祭事業協同組合 理事長 井上 善弘

・岡山県葬祭事業協同組合 理事長 藤井 俊貞

〈岡山県〉・石井知事

水島コンビナート事業所への地震対策アンケート結果（最終報告）について

1 アンケートの目的

今年度における岡山県石油コンビナート等防災計画の見直しを行うに当たり、東日本大震災により多くのコンビナート事業所が被災したこと、災害想定等の再検討が求められること等を踏まえ、水島コンビナート地区の主要事業所を対象として地震対策の現状を把握するため、岡山県と倉敷市が共同でアンケート調査を実施した。

2 実施期間

- (1) 当初アンケート 平成 23 年 7 月 5 日～7 月 29 日
- (2) 追加アンケート 平成 23 年 8 月 18 日～9 月 7 日（津波高が従来想定の 1.5～2 倍となった場合）

3 対象事業所

水島コンビナート地区保安防災協議会加盟 31 事業所

4 アンケート項目

- (1)地震計の設置状況 (2)地震対策 (3)液状化対策 (4)津波対策 (5)ソフト対策
- (6)災害復旧計画 (7)計画見直しへの要望事項

5 アンケート結果（別添結果とりまとめ表参照）

(1) 地震計の設置状況について

- ・ 22 事業所が設置している。
- ・ 3 事業所が情報収集源として緊急地震速報を活用している。

（考察）地震計は地震発生時の自動又は手動による装置の緊急停止や、対応行動開始の目安として用いられている。

(2) 地震動対策について

- ・ 「震度 5 強」では、7 事業所が機器や配管の一部に損傷を生じる恐れがあるとしている一方、24 事業所が問題なしとしている。
- ・ 「震度 6 弱」の地震動に対する対策は、9 事業所が未検討で、11 事業所が、機器や配管の一部に損傷が生じる恐れがあるとしている。
- ・ 地震動対策としては、法令に定める耐震基準による設備設計、耐震性強化のためのフレキシブル配管の更新や機器の軽量化などを挙げている。
- ・ 「全停電時の対応」については、26 事業所が非常用発電機の自動起動等により保安電力を確保し、装置を安全に停止させるとしている。

（考察）事業所の地震動対策は設備設置時点での法令基準に則って設置されているが、今後、新たな基準が示された時点で、耐震性を再確認する必要がある。

(3) 液状化対策について

- ・ 「震度 5 強」の地震動に伴う液状化に対しては、20 事業所が問題なしとしている。
- ・ 「震度 6 弱」の地震に伴う液状化に対する対策は 11 事業所が未検討で、12 事業所が、施設の一部や配管系に損傷が生じる恐れがあるとしている。
- ・ 23 事業所が敷地内通路の液状化判定を行っていない。

（考察）事業所内の液状化判定は重要な課題であるが、液状化の程度や液状化が装置や配管に及ぼす影響の程度に関する考え方など未知の部分が多い。

(4) 津波対策について

- 8事業所が設備の浸水対策を実施しているが、その内容は平成16年の16号台風による高潮対策としての防潮堤の嵩上げ、新設のほか重要設備周囲への囲いの設置、電気設備の嵩上げなどである。
- 20事業所が津波高さを1.5倍又は2倍とした想定では、非常電源の設置位置の見直し等を含めて新たに対策の検討が必要であるとしている。

(考察) 津波対策としては、防潮堤などの海岸保全施設の整備が重要であるが、津波の波力をどの程度とするかの課題がある。

(5) ソフト対策について

- 31事業所が地震発生時に対応すべき装置等の点検や停止等に関するマニュアルを整備するとともに、地震や津波対策に関する従業員教育を実施している。
- 31事業所が従業員の避難計画を定めている。なお、県の示した津波想定の見直しにより20事業所が避難計画等の見直しの必要が生じると回答。

(考察) 従業員がコンビナート区域内の避難場所への避難が困難な場合には区域外の具体的な避難場所を示す必要がある。

(6) 災害復旧計画について

大規模地震の対策として何が必要か聞いたところ、23事業所が「地震・津波対策など防災力の強化」、19事業所が「コンビナート全体としての護岸や公共道路などの耐震化」、16事業所が「生産拠点や原料調達先の分散化」と回答した。

(7) 岡山県石油コンビナート等防災計画の見直しへの要望事項について

「適用法規や基準の明確化」、「液状化が予想される地域により具体的な表示」、「公共道路の液状化確認」、「事業所からの避難経路の設定」、「通信網の整備」等であった。

6 アンケート結果の総括

地震動及び液状化による施設被害については震度5強の地震はほとんどの事業所が想定しているが、震度6弱では想定していない事業所が多い。

高潮を想定した浸水対策はとられているが、津波を想定した海岸保全施設の整備等は未着手の事業所がほとんどである。また、従業員の避難などのソフト対策については計画の見直しを検討している事業所が多い。

事業所からの要望は、ハード・ソフト対策の整備に必要な適用法規や基準の明確化、地盤の液状化予測図の作成、道路などの耐震化、津波に強い護岸の整備、災害時の通信網の整備などインフラの整備が多かった。

7 今後の方針

アンケートにより判明した各事業所の現状及び課題を踏まえ、ソフト・ハードの両面から今後の岡山県石油コンビナート等防災計画の見直し作業を進める。

各事業所設備の地震対策について、東日本大震災を踏まえて今後示される新たな地震想定や法令改正への対応にあわせ、防災計画見直しや事業者への指導等に当たっての参考とする。

また、アンケート結果を対象事業所にフィードバックし地震対策に活用していただく。

水島コンビナート事業所への地震対策アンケート結果とりまとめ表

(1/2)

※詳細な枝問等については一部省略

アンケートの内容	回答
I 地震計等の設置	
地震計を設置しているか	はい:22 いいえ:9
○「いいえ」のうち、緊急時地震速報を情報源として活用 3事業所	
風向・風速計を設置しているか	はい:24 いいえ:7
II 地震動対策(液状化対策を除く)	
震度5(強)の地震動で危険物・高圧ガス施設等の機器や配管が破損すると考えているか	はい:7 いいえ:24
震度6(弱)の地震動で危険物・高圧ガス施設等の機器や配管が破損すると考えているか	はい:11 いいえ:11 未検討:9
○破損有への対応⇒フレキシブル管の取替、機器の更新・軽量化、耐震補強の実施予定、耐震診断実施検討中、耐震診断を実施し優先順位をつけて補強計画を策定する、現地点では計画はないが今後検討など	
○破損無とする理由⇒設計時の想定範囲内、各法規に則った耐震設計をしている、震度6強以下の地震に耐えられるよう設計、阪神・淡路大震災時に同じ設計の施設が損傷しなかったなど過去の地震での実績を評価	
○未検討:9⇒新たな想定が示された時点で検討予定など	
全停電時の対応が決まっているか	はい:26 いいえ:5
○対応の内容⇒非常電源作動、プラント緊急停止、緊急時体制に移行など	
III 液状化対策	
震度5(強)の地震動に伴う液状化で危険物・高圧ガス施設等の機器や配管が破損すると考えているか	はい:8 いいえ:20 未検討:3
震度6(弱)の地震動に伴う液状化で危険物・高圧ガス施設等の機器や配管が破損すると考えているか	はい:12 いいえ:8 未検討:11
○破損有への対応⇒液状化対策検討中、これから検討・作成する予定、現在調査箇所等検討中など	
○破損無とする理由⇒液状化判定を実施しており問題なし、主要設備等は杭基礎施工、地質調査結果によるなど	
○未検討:13⇒新たな想定が示された時点で検討予定など	
敷地内通路の液状化判定をしているか	はい:8 いいえ:23
IV 津波対策	
津波による設備の浸水対策は考慮しているか	はい:8 いいえ:23
○「浸水対策の内容」⇒高潮対策として実施、防潮堤の設置やかさ上げ、機器周辺囲い設置、機器設置位置見直しなど	
○「いいえ」の中には、敷地高さ等から浸水しないとする4事業所を含む。	
津波に備えて護岸を補強しているか	はい:6 いいえ:13 護岸無:12
○高潮対策時に護岸を補強している。	
○事業所の「敷地高さ」⇒TP+1.6m~8.3m	
○事業所の「護岸高さ」⇒TP+2.3m~5.0m	
東日本大震災後、主要な自家用発電設備等の設置高さを検証した	はい:5 いいえ:26
○事業所の「主要な非常電源の高さ」⇒TP+2.1~8.3m	
V ソフト対策	
地震時の行動基準を作成しているか	はい:31 いいえ:0
地震時のプラント点検基準を設けているか	はい:31 いいえ:0
地震時のプラント停止基準を設けているか	はい:26 いいえ:5
○「停止基準」⇒震度4~5、加速度50~200ガル	
地震・津波対策に関する教育・訓練をしているか	はい:31 いいえ:0
○「教育対象者」⇒自社従業員のみ:12、関連事業所従業員を含む:19	
○「教育頻度」⇒(1回/年):26、(2回/年):5	
○「教育内容」⇒地震発生時のプラント処置・津波対応・避難訓練、地震・津波に関する保安教育、安否確認通報連絡訓練、停電時対応訓練	
地震・津波時の従業員等の避難計画を策定しているか	はい:31 いいえ:0
具体的な避難場所を定めているか	はい:31 いいえ:0
○「具体的な避難場所」⇒事業所内の堅固な2階建以上の建物、「二次避難場所」⇒近隣の学校・公園等	
東日本大震災を受けて津波避難計画の見直しを実施したか	はい:6 いいえ:25
「見直しの概要」⇒避難場所の見直し・明確化、第2次避難場所の決定等	

水島コンビナート事業所への地震対策アンケート結果とりまとめ表

(2/2)

アンケートの内容	回 答		
VI 災害復旧計画			
東日本大震災の発生により操業に影響はあったか(選択)	はい:16 いいえ:15		
○被災地の事業所の生産量低下を補うために増産した。	7		
○原料となる製品や部品の供給が滞ったために生産を縮小した。	4		
○その他(工事等の部品調達が遅れた等)	5		
大震災に備えてどのような対策が必要と考えるか(複数選択)			
○地震・津波対策等防災力強化によるリスク低減	23		
○コンビナート全体として護岸や公共道路などの耐震化によるリスク低減	19		
○生産拠点や原料調達先の分散化によるリスク低減	16		
VII その他			
岡山県石油コンビナート等防災計画の地震対策見直しにあたっての配慮して欲しいこと(任意記入)			
<ul style="list-style-type: none"> ○適用法規や基準の明確化 ○液化化が予想される地域のより具体的な図面表示 ○企業毎の避難経路の設定、道路の通行制限(一方通行化)など ○コンビナート地区全体としての護岸等の整備 ○事業所からの避難経路となる公共道路の整備 ○地震時の通信網の整備 ○各事業所で災害のリスク検討を行うための前提条件(判断基準)の提示 			
東日本大震災後を受けて自主的に取り組みを行った項目は何か(任意記入)			
<ul style="list-style-type: none"> ○非常食の確保 ○緊急時連絡用に携帯メールの活用 ○災害時優先電話の確保 ○重要書類の保管場所見直し ○平成3年の台風19号による全停電のレビュー 			
追加アンケート			
津波想定高さを1.5倍又は2倍に見直しをした場合、災害対応に影響があるか	はい:20 いいえ:11		
<p>○影響有の内容⇒津波高さが防潮堤高さ以上となり浸水被害を検討する必要が生じた、防潮堤高さの見直しが必要となる可能性がある、津波の影響により浸水被害が発生する、電気系統に影響がでる可能性がある、津波による栈橋の被害が想定されるなど</p>			
災害対応のため強化すべきと考える事項は何か(複数選択)			
○非常時の情報収集や情報伝達手段の確保	15		
○津波避難計画の見直し	14		
○保安上重要な装置の設置場所や規模の見直し	9		
○保安上重要な装置の緊急停止方法の見直しが必要と考える	9		
○船舶や小型タンクなど漂流物となりうるものに対する対策	8		
○消防車両などの防災資機材の設置場所の見直し	6		
○既設防潮堤の耐震化やかさ上げによる改善	5		
○災害対策のエキスパートの養成	2		
○その他	1		
※従業員・協力会社を含む緊急備品の備蓄			
災害対応を取る上で障害となる事項は何か(複数回答)			
○経費の問題	13		
○想定が不明確	13		
○他事業所との関係	8		
○人材の問題	3		
○その他	2		
<p>※防潮堤の整備は、1事業所のみでは意味がない。国、県、事業所が足並みをそろえて整備していく必要がある。</p>			

市町村への事務・権限移譲について

1 市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画の改訂について

市町村への事務・権限の移譲については、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」（以下「計画」という。）に基づき推進しているところである。このたび、新しく移譲対象となる事務を計画に追加するとともに、メニュー方式の対象事務の拡大を行った。

(1) 追加する事務・権限

- ・介護保険事業者等の指定等
- ・指定介護療養型医療施設等の指定等

(2) メニュー方式対象事務の拡大

- ①このたび、新しく追加した介護保険事業者等に係る上記（1）の2事務をセットで、メニュー方式対象事務として設定した。
- ②従来から計画に盛り込まれていた下記の事務を、新たにメニュー方式対象事務として設定した。
 - ・指定障害福祉サービス事業者等の指定等

2 来年度からの新規移譲について

新見市及び真庭市との協議が整い、来年度から次のとおり事務・権限を移譲することとした。

(1) 来年度から移譲する事務・権限

<メニュー方式によるもの>

- ①介護保険事業者等に係る事務（新規）
 - ・介護保険事業者等の指定等
 - ・指定介護療養型医療施設等の指定等

移譲先：新見市、移譲時期：平成24年4月1日

- ②指定障害福祉サービス事業者等の指定等（新規）

移譲先：新見市、移譲時期：平成24年4月1日

＜パッケージ方式によるもの＞

③社会福祉パッケージ（移譲先市町村の拡大）

- ・ 児童福祉施設の設置認可等
- ・ 社会福祉法人の設立認可等
- ・ 社会福祉事業の開始の届出受理、許可等
- ・ 養護老人ホーム等の設置の届出受理等
- ・ 障害者支援施設の設置の届出受理等
- ・ 保護施設の設置認可等
- ・ 母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出受理等
- ・ 社会福祉事業実施に係る固定資産税非課税団体の証明
- ・ 社会福祉法人等が行う年賀寄附金の配分申請に係る意見

移譲先：真庭市、移譲時期：平成24年4月1日

(2) 今後の進め方

移譲する事務については、移譲先の市町村と連携して県民への周知を図るとともに、研修等により円滑な引継ぎに努め、4月から事務を移譲する。

3 第2次一括法による権限移譲について

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）により県が独自に市町村に移譲を行っている事務・権限のうち、第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）により法律上、市町村に移譲されるものについて、特例条例の項目から削除するなど規定の整備を行う。

(1) 11月議会において改正を行うもの（18法律に係る整備）

【例】

- ・ 地方自治法
町又は字の区域の新設等の届出受理及び告示
- ・ 身体障害者福祉法
身体障害者相談員への委託による相談・指導等
- ・ 水道法
専用水道の給水開始の届出受理等及び簡易専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等

(2) その他

第2次一括法による市町村への権限移譲（47法律）については別添一覧のとおり。

政省令の改正を待たなければならない事務については、2月議会で特例条例の改正等の対応を行う予定。

第2次一括法による市町村への権限移譲一覧

番号	法律名	条 項	事務内容	法改正の内容		施行日	特例条例による 移譲実績	特例条例 改正 (議会月)
				現在の状況	移譲先			
1	災害対策基本法	68の2	1 災害時における自衛隊の派遣			H23.8.30		
2	家庭用品品質表示法	4	1 表示事項の表示等の指示(販売業者(卸売除く))	都道府県	市	H24.4.1	岡山市 倉敷市	2月
		4	3 指示に従わない場合の業者(販売業者(卸売除く))の公表					
		10	1 一般消費者の利益が害されている旨の申出の受理					
		10	2 販売業者(卸売除く)の調査、事情聴取					
		19	2 販売業者(卸売除く)からの報告の徴収、店舗等への立入検査					
3	特定非営利活動促進法	10	1 法人設立の認証	都道府県	指定都市	H24.4.1	岡山市	2月
		25	3 定款変更の認証					
		29	1 事業報告書の受理等					
		31	2 法人解散の認定					
		34	3 法人合併の認証					
		41	1 報告徴収及び立入検査					
		42	改善命令					
		43	1 法人認証の取り消し					
4	地方自治法	260	1 町又は字の区域の新設等の届出受理	都道府県	市町村	H24.4.1	各市町村	11月
		260	2 町又は字の区域の新設等の告示					
5	理容師法	6の2	理容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	都道府県	保健所設置市	H24.4.1	岡山市 倉敷市 ※県条例に基づく一部の事務を移譲	2月
		9	業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)					
		12	施設に関する衛生措置(第4号)の基準(条例制定)					
6	墓地、埋葬等に関する法律	10	1 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可	中核市	市	H24.4.1	各市町村 ※個人墓地に関するものに限る	11月
		10	2 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更及び墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可					
		18	1 立入検査及び報告の要求					
		19	施設の整備改善、使用制限若しくは禁止命令又は許可の取消し					
7	興行場法	2	2 構造設備等の基準の設定(条例制定)	都道府県	保健所設置市	H24.4.1		
		3	2 衛生措置の基準の設定(条例制定)					
8	旅館業法	3	2 施設の構造設備の基準の設定(施行令第1条)(条例制定)	中核市	保健所設置市	H24.4.1		
		3	3 (設置場所の要件)社会教育施設で学校・児童福祉施設に類するもの(第3号)の指定(条例制定)					
		4	2 衛生措置の基準の設定(条例制定)	都道府県				
		5	宿泊を拒むことができる事由(第3号)の指定(条例制定)					
9	公衆浴場法	2	3 公衆浴場の配置基準の設定(条例制定)	都道府県	保健所設置市	H24.4.1		
		3	2 衛生及び風紀に必要な措置の基準の設定(条例制定)					
10	身体障害者福祉法	12の3	1 身体障害者相談員への委託による相談・指導等	中核市	市町村	H24.4.1	各市町村	11月

番号	法律名	条 項	事務内容	法改正の内容		施行日	特例条例による 移譲実績	特例条例 改正 (議会月)
				現在の状況	移譲先			
11	クリーニング業法	3	3 クリーニング業を営む者が講ずべき措置(第6号)の基準(条例制定)	都道府県	保健所設置市	H24.4.1		
12	毒物及び劇物取締法	22	1 業務上取扱者の届出の受理	都道府県	保健所設置市	H24.4.1	岡山市 倉敷市	11月
		22	4 業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令(第15条の3を準用)					
		22	4 届出を要する業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の収去(第17条第2項を準用)					
		22	4 不適當な毒物劇物取扱責任者の変更命令(第19条第3項を準用)					
		22	5 届出を要しない業務上取扱者からの報告の徴収、店舗等への立入検査及び毒物等の収去(第17条第2項を準用)					
		22	6 違反していると認める業務上取扱者等に対する必要な措置の命令					
13	社会福祉法	69	1 第二種社会福祉事業の開始の届出受理(隣保事業のみ)	中核市	市	H24.4.1	新見市	11月
		70	第二種社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等(隣保事業のみ)					
		72	1 第二種社会福祉事業に係る事業停止命令等(隣保事業のみ)					
		31	1 社会福祉法人の定款の認可			H25.4.1		
		56	1 社会福祉法人に対する報告徴収及び検査					
		56	3 社会福祉法人に対する業務停止命令等					
14	美容師法	7	美容所以外の場所で業務を行うことができる場合の指定(施行令第4条第3号・条例制定)	都道府県	保健所設置市	H24.4.1	岡山市 倉敷市 ※県条例に基づく一部の事務を移譲	2月
		8	業務に関する衛生措置(第3号)の基準(条例制定)					
		13	施設に関する衛生措置(第4号)の基準(条例制定)					
15	水道法	34	1 専用水道の給水開始の届出受理(法第13条第1項準用)	保健所設置市	市	H25.4.1	高梁市 鏡野町 勝央町	11月
		32	専用水道の布設工事の設計の確認					
		39	2 専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等					
		37	専用水道の給水停止命令					
		39	3 簡易専用水道設置者からの報告徴収、立入検査等					
		37	簡易専用水道の給水停止命令					
16	知的障害者福祉法	15の2	1 知的障害者相談員への委託による相談・指導等	中核市	市町村	H24.4.1	各市町村	11月
17	薬事法	4	1 薬局の開設の許可	都道府県	保健所設置市	H25.4.1	岡山市 倉敷市	2月
		12	1 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可					
		13	1 薬局製造販売医薬品の製造業の許可					
		69	2 薬局開設者等からの報告徴収及び質問、立入検査	都道府県 (店舗販売業に係る事務を除く)				
		70	1 薬局開設者等に対する廃棄等の措置命令					
		72	4 薬局開設者等に対する構造設備の改善命令又は使用禁止命令					
		75	1 薬局開設者等に対する業務の停止命令及び許可の取消し					
18	母子保健法	18	低体重児の届出受理	保健所設置市	市町村	H25.4.1	各市町村 ※未熟児養育医療の給付等については經由事務に限る	11月
		19	1 未熟児の訪問指導					
		20	1 未熟児養育医療の給付等					
19	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	38	2 結核指定医療機関の指定	中核市	保健所設置市	H24.4.1		
		43	1 結核指定医療機関の管理者からの報告徴収、立入検査					
		38	9 結核指定医療機関の指定取消し					

番号	法律名	条 項	事務内容	法改正の内容		施行日	特例条例による 移譲実績	特例条例 改正 (議会月)
				現在の状況	移譲先			
20	農地法	3 1	農地等の権利移動の許可	都道府県	市町村 (農業委員会)	H24.4.1	各市町村	11月
21	ガス事業法	46 1	販売事業者からの報告徴収	都道府県	市	H24.4.1		
		47 1	販売事業者への立入検査					
		47の2 1	用品の提出命令					
22	工場立地法	4の2 1	緑地面積率に係る条例による地域準則の策定 (条例制定)	指定都市	市	H24.4.1	倉敷市	11月
		6 1	特定工場の新設の届出の受理					
		9 1	特定工場の設置に関する必要な事項の勧告					
		10 1	勧告に係る事項の変更命令					
23	電気用品安全法	45 1	販売事業者からの報告徴収	都道府県	市	H24.4.1	各市	2月
		46 1	販売事業者への立入検査					
		46の2 1	用品の提出命令					
24	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	82 1	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収	都道府県	市	H24.4.1		
		83 1	液化石油ガス器具等の販売事業者への立入検査					
		83の2 1	用品の提出命令					
25	消費生活用製品安全法	40 1	販売業者からの報告徴収	都道府県	市	H24.4.1	岡山市 倉敷市	2月
		41 1	販売事業者への立入検査					
		42 1	製品の提出命令					
26	中小小売商業振興法	4 1	商店街整備計画の認定	都道府県	市	H24.4.1		
		4 2	店舗集団化計画の認定					
		4 3	共同店舗等整備計画の認定					
		4 6	商店街整備等支援計画の認定					
		13 1	報告の徴収					
27	道路法	15	都道府県道の管理	都道府県道の管理を行うことができる対象を市から市町村に拡大。		H23.11.30		
28	土地区画整理法	76 1	土地区画整理事業施行地区内における土地の形質の変更等の許可	特例市	市	H24.4.1	各市 (瀬戸内市を除く) 和気町	
		76 4	土地区画整理事業施行地区内の土地の形質の変更等の許可に係る原状回復等の命令					
29	駐車場法	12	路外駐車場の設置及び変更の届出の受理	特例市	市	H24.4.1	都市計画区域を有する市町村	11月
		13 1	管理規程の届出の受理					
		13 4	管理規程の届出の変更の受理					
		14	路外駐車場の全部又は一部の供用の休廃止等の届出の受理					
		18 1	報告徴収、立入検査等					
		19	路外駐車場の構造等の是正命令					
30	住宅地区改良法	9 1	地区内における建築行為等の許可	特例市	市	H24.4.1		
		9 4	土地の原状回復、建築物等の除却等の命令					
31	流通業務市街地の整備に関する法律	5 1	流通業務地区における施設建設等の許可	中核市	市	H24.4.1		
		6 1	違反施設の移転、除却等の命令					

番号	法律名	条	項	事務内容	法改正の内容		施行日	特例条例による 移譲実績	特例条例 改正 (議会月)		
					現在の状況	移譲先					
32	都市計画法	15	1	都市計画の決定	都道府県	市町村	H24.4.1				
		8	1	地域地区のうち一部の都市計画							
		11	1	都市施設のうち一部の都市計画							
		12	1	市街地再開発事業のうち一部の都市計画							
		12	2	市街地開発事業等予定区域のうち一部の都市計画							
		52の2	1	市街地開発事業等予定区域における建築等の許可	特例市	市		各市 (瀬戸内市を除く)	11月		
		53	1	都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可				都市計画区域を有する市町村、瀬戸内市、美咲町	11月		
		55	1	都市計画施設の区域内の土地の指定				各市	11月		
		65	1	都市計画事業地内の建築等の許可							
		15	1	都市計画の決定				都道府県	指定都市		
		7		区域区分に関する都市計画							
		7の2		都市再開発方針等に関する都市計画							
		11	1	都市施設のうち一部の都市計画							
33	都市再開発法	7の4	1	市街地再開発促進区域内における建築の許可	特例市	市	H24.4.1	各市 (瀬戸内市を除く)	11月		
		7の5	1	市街地再開発促進区域内における建築許可違反に対する違反是正措置命令							
		66	1	事業施行地区内における建築行為等の許可							
		66	4	事業施行地区内の建築行為等の許可に係る原状回復等の命令							
34	公有地の拡大の推進に関する法律	4	1	都市計画施設の区域内等で土地を譲渡する場合の届出の受理	中核市	市	H24.4.1	各市町村 (新庄村、奈義町、西粟倉村、久米南町を除く)	11月		
		5	1	土地買取り希望の申し出の受理							
		6	1	土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及びその旨の通知							
		6	3	土地買取りの協議を行う地方公共団体等のない旨の通知							
35	都市緑地法	8	1	緑地保全地域における行為の届出	中核市	市	H24.4.1				
		8	2	緑地保全地域における行為の禁止、制限、命令							
		9	1	原状回復命令(緑地保全地域)							
		11	1	報告徴収(緑地保全地域)							
		11	2	立入検査(緑地保全地域)							
		14	1	特別緑地保全地区における行為の許可							
		15		原状回復命令(特別緑地保全地区)							
		19		報告徴収、立入検査(特別緑地保全地区)							
36	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	7	1	土地区画整理促進区域内における建築行為等の許可	特例市	市	H24.4.1				
		26	1	住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可							
		67	1	住宅街区整備事業の施行区域内における土地の形質の変更等の許可							
		104		建築行為等に係る原状回復命令、除却命令等							
37	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	21	1	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可	特例市	市	H24.4.1				
		21	6	原状回復命令、除却命令等							

番号	法律名	条 項	事務内容	法改正の内容		施行日	特例条例による 移譲実績	特例条例 改正 (議会月)
				現在の状況	移譲先			
38	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	2	1 特定優良賃貸住宅の供給計画の認定	中核市	市	H24.4.1		
		8	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る報告の徴収					
		10	特定優良賃貸住宅の建設又は管理の状況に係る改善命令					
		11	1 供給計画の認定の取消し					
39	被災市街地復興特別措置法	7	1 被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可	特例市	市	H24.4.1		
		7	5 原状回復命令、除却命令等					
40	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	197	1 防災街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可	特例市	市	H24.4.1		
		197	4 防災街区整備事業の施行地区内の建築行為等の許可に係る原状回復等の命令					
		283	1 施行予定者が定められている防災都市計画施設の区域内における建築の許可					
		283	3 許可の取消し等の監督処分、立入検査等					
41	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	9	1 マンション建替組合設立の認可	特例市	市	H24.4.1		
		45	1 個人が施行するマンション建替事業の認可					
		57	1 権利変換計画の認可					
		98	マンション建替組合に対する監督					
		99	個人施行者に対する監督					
42	景観法	7	1 市町村が景観行政団体として事務を行う場合の都道府県知事との協議	同意を要する協議から同意を要しない協議とする。		H23.8.30		
43	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	12	1 特定路外駐車場の設置の届出の受理	特例市	市	H24.4.1		
		12	3 基準適合の命令					
		53	2 報告及び立入検査					
44	騒音規制法	3	1 規制地域の指定	特例市	市	H24.4.1	新見市	11月
		4	1 規制基準の設定					
		18	1 自動車騒音の状況の常時監視	特例市等				
45	悪臭防止法	3	規制地域の指定	特例市	市	H24.4.1	新見市	11月
		4	1 規制基準の設定					
46	振動規制法	3	1 規制地域の指定	特例市	市	H24.4.1	新見市	11月
		4	1 規制基準の設定					
47	環境基本法	16	2 騒音に係る環境基準の地域類型の指定	都道府県	市 (「航空機騒音に係る環境基準」及び「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」に係るものを除く)	H24.4.1	新見市	11月

※本県においては、指定都市：岡山市 中核市：倉敷市 特例市：本県該当なし 保健所設置市：岡山市、倉敷市

※事務処理特例条例による移譲済みのもの 26法律(47法律中)

※NO.19は当県では保健所設置市と中核市は同じであるため権限移譲とならない。
NO.36は当県には該当しない法律(当県は「大都市地域」でない)であるため権限移譲とならない。

※岡山県から岡山市への移譲 19法律
岡山県から倉敷市への移譲 19法律
岡山県からその他の市(岡山市・倉敷市を除く)への移譲 33法律
岡山県からその他の市町村(岡山市・倉敷市を除く)への移譲 6法律

※政省令による権限移譲が予定されているもので、特例条例の改正が必要なもの(一覧表に掲載なし)
老人福祉法……政省令を待ち、2月議会対応

市町村の自立力向上のための
県からの事務・権限移譲計画

<第2次改訂版>

平成23年3月
〔平成23年11月一部改訂〕

岡 山 県

目 次

1	計画の趣旨	1
2	基本的な考え方	1
3	移譲の方式等	1
4	計画期間	2
5	移譲対象とする事務・権限	2
6	市町村への支援措置	2
7	推進体制及び移譲の進め方	3
	別表「移譲対象事務・権限一覧」	5

(参考資料)

1	これまでに移譲が決定した事務・権限の一覧	1 7
2	岡山県移譲事務交付金の概要	2 3
3	パッケージ方式対象事務内訳	2 4
4	メニュー方式対象事務	2 7
5	計画の策定・改訂経緯とこれまでの移譲実績	2 8

(別冊付録)

地域主権戦略大綱に示された「基礎自治体への権限移譲」対象事務

1 計画の趣旨

県と市町村は、県から市町村への事務・権限の移譲により、市町村の自立力の向上を図り、県と市町村との適切な役割分担のもと、市町村が自主的・主体的に施策展開し個性豊かな地域づくりを進めることができる「自立力」を備えた真の地方分権型社会の実現を目指して、これまで積極的な移譲に取り組んできたところである。

また、国では、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、「基礎自治体への権限移譲」についても基本的な考え方や具体的な措置が示されるなど、地域主権改革の取組が具現化されつつある。

このような国の動向も踏まえながら、引き続き、市町村の意向に応じた移譲に柔軟に取り組んでいくため、県と市町村の協議・調整のもと、県の移譲計画を一部見直し、第2次改訂版として策定するものである。

2 基本的な考え方

市町村への事務・権限の移譲及び移譲事務の選定にあたっては、次の3点を基本的な考え方とする。

- (1) 「住民に身近な行政事務は、できる限り市町村で行う」という地方分権の理念に基づき、住民にとって分かりやすく、利便性の向上に結びつくこと。
- (2) 住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、「自己決定・自己責任」の原則のもと、個性豊かな自立型の地域づくりを担うことができること。
- (3) 住民の意思を適切に反映し、複雑・多様化する地域のニーズに的確に対応した住民サービスの提供を、計画段階から実施段階まで一貫して実施できるなど、迅速で効果的・効率的に処理することが可能となること。

3 移譲の方式等

住民の利便性の向上を図るとともに、住民にとってわかりやすい移譲とするため、住民の視点に立ち、できるだけ市町村が足並みをそろえた移譲となるよう、市町村の移譲希望を踏まえた上で、市町村と十分に協議・調整を行いながら、一律に移譲を進める。

なお、一律に移譲することが困難な事務については、パッケージ方式又はメニュー方式による移譲や、モデル的な移譲として個別の市町村の希望に応じた移譲を暫定的に進める。

また、事務処理の効率性等の観点から、市町村単位での移譲と併せて、共同処理等による広域での移譲についても、市町村の意向に応じて検討を進める。

(1) 一律移譲

市町村の区分に応じ、関係市町村に一律的に移譲を進める方式

(2) 個別移譲

・パッケージ方式：特定分野ごとに関連する事務をパッケージ化し、市町村の希望に応じて移譲を進める方式

- ・メニュー方式：地域の実情や事務処理の効率性等を勘案し、一部の事務を各市町村の任意で選択する方式

4 計画期間

計画期間は、平成25年4月までとする。

ただし、国の地域主権改革の動向も見極めながら、必要な場合は、期間中であっても見直しを行うものとする。

5 移譲対象とする事務・権限

計画期間において移譲対象とする事務・権限については、別表「移譲対象事務・権限一覧」のとおりとする。

6 市町村への支援措置

移譲された事務・権限が市町村において円滑に実施されるよう、県は、引き続き、市町村に対して次の支援措置を講じることとする。

(1) 財政的支援

移譲された事務処理にあたり、地方財政法第28条の趣旨に沿い、事務処理の実態を十分に勘案した上で、適切な財政措置を行う。

また、措置の内容についても、市町村にとってわかりやすく透明性の高い内容となるよう努めることとする。

①移譲事務に係る市町村への交付金

- ・市町村に移譲した事務の処理に必要な経費については、事務処理あたりの経費単価を設定し処理件数によって交付金額を積算の上、移譲事務に係る市町村への交付金として交付する。
- ・経費単価の積み上げが困難な事務については、県と市町村の事務割合など事務処理の実態を十分に勘案の上、交付金額を積算する。
- ・また、移譲初年度に一時的に必要と認められる経費についても、合理的根拠に基づき、所要額を交付する。

②移譲事務に係る市町村への交付金のわかりやすい提示

- ・処理件数の見込みや1件あたりの処理費用の単価等について、その算出方法等も含めて明らかにするなど、市町村への交付金額に関する情報を市町村にわかりやすく提示する。

③交付金の見直し

- ・設定した経費単価が、移譲後の状況の変化等により、市町村における事務処理の実態と乖離することとなった場合には、実態を検証した上で、当該経費単価の見直しを行うものとする。

(2) 人的支援

移譲の前後の期間において、当該移譲事務の処理に関し、市町村からの要望に応じ、県職員派遣や人事交流などの人的支援を実施する。

①県職員の市町村への派遣

- ・市町村へ移譲した事務量に応じ、当該市町村と協議の上、市町村における当該事務処理が定着するまでの間、所要の人員を地方自治法第252条の17（職員の派遣）の規定により派遣する。

②市町村職員の派遣の受入及び県職員と市町村職員の相互交流

- ・一定の資格・高度な専門知識を有する職員を必要とする場合は、市町村の求めにより、市町村職員の特別研修生としての受入や県職員と市町村職員の相互交流等を行うことを検討する。

③その他の人的支援

- ・当該市町村との協議に基づき一定期間職員を市町村に出張させる等により事務指導等を実施する。

(3) その他の支援

移譲事務に係る適切な事務の引継ぎや関係市町村職員の研修などにより、市町村の円滑な移譲事務の執行を支援する。

①適切な事務引継

- ・県は、移譲される事務について、必要に応じて説明会を開催するとともに、文書の整理・引継はもとより、事務処理マニュアルの作成・提供を行うなど、適切な事務引継に努める。

②移譲前における研修

- ・移譲される事務に関し、移譲前に市町村職員に対する研修の必要がある場合には、県は移譲前における研修を計画的に実施するものとする。

③移譲後の助言等

- ・県は、移譲済み事務の問い合わせ窓口を毎年度一覧にして提示するとともに、事務処理の知識やノウハウが移譲先の市町村において蓄積・継承されるよう、移譲後であっても、研修会の開催や実務実施上の助言など必要な支援を行うものとする。

7 推進体制及び移譲の進め方

(1) 推進体制

移譲の取組は、県と市町村との連携のもとで、十分に協議しながら進めるものとする。

①県と市町村との協議・調整

- ・県と市町村の総合窓口は、相互に連携しながら移譲の取組に関する具体的な協議・調整を行う。
- ・また、県市長会及び県町村会とも連携を密にし、両会の協力のもと、市町村意見の確認や調整を図りながら取組を進める。

②総合窓口と担当課との連絡・調整

- ・県と市町村の総合窓口は、それぞれ庁内の関係部局担当課との連携・協力体制を整え、随時、移譲に係る連絡・調整を行う。

- ・ 県の総合窓口は、少なくとも年1回、庁内担当課との連絡会議を実施し、移譲済み事務に係る市町村への支援のほか移譲の取組についての全般的な連絡・調整を行う。

(2) 移譲の進め方

①新たな移譲

- ・ 県は、新たな移譲を進めるため、適時、説明会等を開催する。
- ・ 説明会等の開催にかかわらず、新たな移譲に係る市町村の希望のある場合は、随時、協議・調整を進める。
- ・ 一律移譲による場合は県市長会・県町村会を窓口し、個別移譲による場合は希望する市町村と個別に、それぞれ協議・調整を進める。

②移譲済み事務に係る意見交換等

- ・ 移譲済み事務に係る処理状況や交付金等について、県は、市町村との意見交換や情報交換の場を設け、移譲先市町村においてより円滑で適切な事務処理が可能となるよう、実務上の疑問その他課題の解消・解決を図る。
- ・ また、県は、意見交換等の場を活用して市町村間の情報の共有に努める。特に、個別移譲による事務については、取組の拡大を図るため、移譲先市町村での事務処理状況や住民メリット等を調査・確認し、それらの情報を他の市町村に提供する。
- ・ 移譲後に事務の実施が困難となる課題等が生じた場合は、市町村は、意見交換等の場にかかわらず、随時県と協議を行う。

③懸案事項に対する県の関わり

- ・ 移譲前から懸案となっている案件については、県は、移譲する際の市町村との協議を踏まえ、移譲後であっても、その解決に向け主体的に関わるものとする。

(3) 県民への周知等

県と市町村は、移譲される事務・権限や市町村窓口等について、十分な期間をもって、各種広報、通知等により県民及び関係機関への周知を図る。

また、県は、移譲の進捗状況等について、県のホームページや各種広報を通じて、定期的に公表する。

移譲対象事務・権限一覧

別表

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
1	県民生活	旅券法	旅券の発給	国際課	
2	県民生活	家庭用品品質表示法	家庭用品の品質表示に係る指示等	くらし安全安心課	※メニュー方式対象
3	県民生活	消費生活用製品安全法	消費生活用製品の販売業者に対する立入検査等	くらし安全安心課	
4	県民生活	不当景品類及び不当表示防止法	不当景品及び不当表示に係る指示等	くらし安全安心課	
5	県民生活	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	農林物資の品質表示に関する指示等	くらし安全安心課 農産課	※メニュー方式対象
6	県民生活	特定商取引に関する法律	特定商取引における不当な勧誘等に対する指示等	くらし安全安心課	
7	県民生活	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	ゴルフ場等に係る会員契約等の適正化に係る指示等	くらし安全安心課	
8	県民生活	割賦販売法	許可割賦販売業者等に関する立入検査等	くらし安全安心課	
9	県民生活	国民生活安定緊急措置法	標準価格の表示等に関する指示等	くらし安全安心課	
10	県民生活	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	特定物資売渡しに対する指示等	くらし安全安心課	
11	自然保護	自然公園法	国立公園特別地域における行為の許可等	自然環境課	
12	自然保護	岡山県立自然公園条例	県立自然公園特別地域における行為の許可等	自然環境課	
13	自然保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化（傷病鳥獣の保護目的）	自然環境課	
14	自然保護	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び狩猟の適正化（農林水産業被害防止目的）	自然環境課	
15	自然保護	岡山県自然海浜保全地区条例	岡山県自然海浜保全地区条例に関する事務	環境管理課	
16	環境保全	浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例	浄化槽保守点検業者の登録	循環型社会推進課	

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
17	環境保全	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例（騒音・振動）（規制地域の指定・規制基準の設定等）	環境管理課	①環境パッケージ ※メニュー方式対象
18	環境保全	岡山県児島湖環境保全条例	ディスプレイ販売中止等の措置の勧告等	環境管理課	
19	環境保全	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	第一種指定化学物質の排出量等の届出受理等	環境管理課	①環境パッケージ
20	環境保全	墓地、埋葬等に関する法律	墓地等の経営許可等	環境企画課	個人墓地の経営許可等に限る
21	環境保全	浄化槽法	浄化槽の設置届出受理等	循環型社会推進課	
22	環境保全	環境基本法	騒音環境基準の地域類型の指定等	環境管理課	①環境パッケージ ※メニュー方式対象
23	環境保全	悪臭防止法	規制地域の指定・規制基準の設定等（悪臭）	環境管理課	①環境パッケージ ※メニュー方式対象
24	環境保全	騒音規制法	規制地域の指定・規制基準の設定等（騒音）	環境管理課	①環境パッケージ ※メニュー方式対象
25	環境保全	振動規制法	規制地域の指定・規制基準の設定等（振動）	環境管理課	①環境パッケージ ※メニュー方式対象
26	環境保全	騒音規制法	自動車騒音の常時監視等に関する事務	環境管理課	①環境パッケージ ※メニュー方式対象
27	環境保全	土壌汚染対策法	土壌汚染対策に関する事務	環境管理課	①環境パッケージ
28	環境保全	水質汚濁防止法	水質特定施設の設置届出等	環境管理課	①環境パッケージ
29	環境保全	大気汚染防止法	ばい煙発生施設の設置届出等	環境管理課	①環境パッケージ
30	環境保全	大気汚染防止法	粉じん発生施設の設置届出等	環境管理課	①環境パッケージ
31	環境保全	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例（騒音・振動）（騒音又は振動発生施設の設置等の届出・立入検査・報告徴収等）	環境管理課	①環境パッケージ
32	環境保全	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例（駐車場管理者等への助言及び指導）	環境管理課	①環境パッケージ
33	環境保全	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例（汚水特定施設の設置届出等）	環境管理課	①環境パッケージ

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
34	環境保全	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例(ばい煙特定施設の設置等の届出受理等)	環境管理課	①環境パッケージ
35	環境保全	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例(粉じん特定施設の設置等の届出受理等)	環境管理課	①環境パッケージ
36	環境保全	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例(土壌及び地下水の汚染対策)	環境管理課	①環境パッケージ
37	環境保全	岡山県環境への負荷の低減に関する条例	岡山県環境への負荷の低減に関する条例(有害ガス特定施設の設置等の届出受理等)	環境管理課	①環境パッケージ
38	環境保全	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海環境保全特別措置法に関する事務	環境管理課	①環境パッケージ
39	環境保全	湖沼水質保全特別措置法	湖沼水質保全特別措置法に関する事務	環境管理課	①環境パッケージ
40	環境保全	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止管理者等の届出・監視指導等(水質)	環境管理課	①環境パッケージ
41	環境保全	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止管理者等の届出・監視指導等(大気)	環境管理課	①環境パッケージ
42	環境保全	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	公害防止管理者等の届出・監視指導等(ダイオキシン)	環境管理課	①環境パッケージ
43	環境保全	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の設置許可等	循環型社会推進課	
44	環境保全	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物処理施設の設置許可等	循環型社会推進課	
45	環境保全	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の届出受理等	循環型社会推進課	
46	環境保全	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類対策特別措置法に関する特定施設の設置届出受理等	環境管理課	
47	環境保全	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類の監視指導等	環境管理課	
48	福祉	介護保険法	指定認知症対応型共同生活事業者の指定及び監査等	長寿社会課	
49	福祉	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別児童扶養手当の認定・支給等	障害福祉課	
50	福祉	老人福祉法	有料老人ホームの設置届出受理等	長寿社会課	地域密着型サービスとなる定員30人未満の介護専用型特定施設に係る有料老人ホーム

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
51	福祉	介護保険法	指定居宅サービス事業者の指定及び監査等	長寿社会課	
52	福祉	介護保険法	指定居宅介護支援事業者の指定及び監査等	長寿社会課	
53	福祉	公害健康被害の補償等に関する法律	公害補償法に基づく事務	医薬安全課	
54	福祉	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	原子爆弾被害者に対する援護に関する事務	保健福祉課	
55	福祉	母体保護法	受胎調節実施指導員の指定	健康推進課	
56	福祉	児童福祉法	児童福祉施設の設置認可等	子ども未来課	⑩社会福祉パッケージ
57	福祉	母子保健法	未熟児の訪問指導に関する事務	健康推進課	
58	福祉	母子保健法	未熟児の養育医療に関する事務	医薬安全課	(経由事務)
59	福祉	児童福祉法	身体障害児童に対する育成医療に関する事務	医薬安全課	
60	福祉	身体障害者福祉法	身体障害者相談員の委託	障害福祉課	
61	福祉	知的障害者福祉法	知的障害者相談員の委託	障害福祉課	
62	福祉	身体障害者福祉法	身体障害者手帳の交付等	障害福祉課	
63	福祉	母子及び寡婦福祉法	母子寡婦福祉資金貸付け等に関する事務	子ども未来課	
64	福祉	児童福祉法	小児慢性特定疾患治療研究事業に関する事務	医薬安全課	
65	福祉	児童福祉法	結核にかかっている児童に対する療育の給付	医薬安全課	
66	福祉	身体障害者福祉法	診療報酬の適正化に関する事務	障害福祉課	
67	福祉	民生委員法	数に増減を生じない民生委員協議会の区域の選定	保健福祉課	

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
68	福祉	社会福祉法	社会福祉法人の設立認可等	保健福祉課	⑩社会福祉パッケージ
69	福祉	社会福祉法	社会福祉事業の開始の届出受理、許可等 (整理番号160の事務を除く。)	保健福祉課	⑩社会福祉パッケージ
70	福祉	老人福祉法	養護老人ホーム等の設置の届出受理等 (整理番号157から159までの事務を除く。)	長寿社会課	⑩社会福祉パッケージ
71	福祉	児童福祉法	助産施設・母子生活支援施設等への入所	子ども未来課	②福祉事務所パッケージ
72	福祉	児童扶養手当法	児童扶養手当の認定・支給等	子ども未来課	②福祉事務所パッケージ
73	福祉	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	障害児福祉手当の認定・支給等	障害福祉課	②福祉事務所パッケージ
74	福祉	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	特別障害者手当の認定・支給等	障害福祉課	②福祉事務所パッケージ
75	福祉	生活保護法	生活保護の決定・実施等	障害福祉課	②福祉事務所パッケージ
76	福祉	母子及び寡婦福祉法	母子自立支援員の設置等	子ども未来課	②福祉事務所パッケージ
77	保健・衛生	動物の愛護及び管理に関する法律	動物取扱業の登録等	生活衛生課	
78	保健・衛生	水道法	専用水道の指導監督等	生活衛生課	③専用水道パッケージ
79	保健・衛生	水道法	簡易専用水道の指導監督等	生活衛生課	③専用水道パッケージ
80	保健・衛生	化製場等に関する法律	動物の飼養に関する事務	生活衛生課	
81	保健・衛生	化製場等に関する法律	化製場の開設許可等	生活衛生課	
82	保健・衛生	旅館業法	旅館業の営業許可等	生活衛生課	④衛生パッケージ
83	保健・衛生	興行場法	興行場の営業許可等	生活衛生課	④衛生パッケージ
84	保健・衛生	公衆浴場法	公衆浴場の営業許可等	生活衛生課	④衛生パッケージ

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
85	保健・衛生	クリーニング業法	クリーニング所の開設届出受理等	生活衛生課	④衛生パッケージ
86	保健・衛生	理容師法	理容所の開設届出受理等	生活衛生課	④衛生パッケージ
87	保健・衛生	美容師法	美容所の開設届出受理等	生活衛生課	④衛生パッケージ
88	保健・衛生	建築物における衛生的環境の確保に関する法律	特定建築物の届出受理等	生活衛生課	④衛生パッケージ
89	産業	火薬類取締法	煙火（花火）に関する火薬類の消費許可等	消防保安課	
90	産業	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務	消防保安課	
91	産業	高圧ガス保安法	高圧ガス保安法に関する事務	消防保安課	
92	産業	電気用品安全法	電気用品販売事業者に対する報告徴収等	消防保安課	
93	産業	電気用品安全法	電気用品販売事業者に対する立入検査等	消防保安課	
94	産業	大規模小売店舗立地法、中心市街地の活性化に関する法律	大規模小売店舗の出店届出受理等	経営支援課	
95	産業	工場立地法	特定工場新設等の届出受理等	企業立地推進課	
96	産業	計量法	特定物象量が表記された特定商品に対する検査等	産業企画課	
97	産業	商工会法	商工会の設立認可等	経営支援課	
98	産業	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合の設立等	経営支援課	
99	産業	商工会議所法	商工会議所の定款変更認可等	経営支援課	
100	農林	農地法	農地転用（4ha以下）の許可	農村振興課	
101	農林	農地法	耕作目的の農地の権利移動の許可	農村振興課	

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
102	農 林	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内における開発行為の許可	農村振興課	
103	農 林	農地法	農地賃貸借契約の解約等の許可	農村振興課	
104	農 林	土地改良法	土地改良区等における換地計画に関する事務	耕地課	
105	農 林	土地改良法	土地改良区の定款等に関する事務	耕地課	
106	農 林	土地改良法	土地改良区の監督に関する事務	耕地課	
107	農 林	土地改良法	土地改良区等における事業計画の適否決定及び認可	耕地課	
108	農 林	森林法	保安林内の立木伐採等の届出等	治山課	
109	農 林	卸売市場法	卸売市場の開設許可等	農産課	
110	農 林	牧野法	牧野への立入検査等	畜産課	
111	農 林	農住組合法	農住組合の設立認可等	組合指導課	
112	農 林	農住組合法	交換分合計画等の認可等	組合指導課	
113	まちづくり	地方自治法	市町村区域内の町又は字の区域変更等	市町村課	
114	まちづくり	地方自治法	新たに生じた土地の確認に関する事務	市町村課	
115	まちづくり	地方自治法	財産区の財産処分の同意に関する事務	市町村課	
116	まちづくり	岡山県土保全条例	県土保全条例に基づく開発行為の許可等	県民生活交通課	
117	まちづくり	砂利採取法	砂利の採取計画の認可等	河川課	
118	まちづくり	採石法	岩石の採取計画の認可等	河川課	

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
119	まちづくり	海岸法	海岸保全区域の管理等（占用の許可）	防災砂防課	
120	まちづくり	海岸法	海岸保全区域の管理等（港湾海岸）	港湾課	
121	まちづくり	海岸法	一般公共海岸区域の管理等（占用の許可）	河川課	
122	まちづくり	公有水面埋立法	公有水面の埋立（河川関係）	河川課	
123	まちづくり	公有水面埋立法	公有水面の埋立（漁港関係）	港湾課	
124	まちづくり	砂防法	砂防指定地内の制限行為の許可等	防災砂防課	
125	まちづくり	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域の指定等	防災砂防課	
126	まちづくり	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の許可等	防災砂防課	
127	まちづくり	地すべり等防止法	地すべり防止区域内の制限行為の許可等	防災砂防課 耕地課 治山課	
128	まちづくり	岡山県文化財保護条例	県指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可等（軽微な変更に係るもの）	文化財課	
129	まちづくり	公有地の拡大の推進に関する法律	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務	都市計画課	
130	まちづくり	屋外広告物法	屋外広告物の許可・違反広告物の除却等	都市計画課	
131	まちづくり	都市計画法	都市計画法に係る開発行為の許可等	建築指導課	⑤都市開発パッケージ
132	まちづくり	租税特別措置法	優良な宅地の造成等の認定	建築指導課	⑤都市開発パッケージ
133	まちづくり	宅地造成等規制法	宅地造成に係る工事の許可等	建築指導課	⑤都市開発パッケージ
134	まちづくり	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	マンション建替組合の設立の認可等	住宅課	⑥住宅パッケージ
135	まちづくり	住宅地区改良法	住宅地区改良地区内の建築行為の許可等	住宅課	⑥住宅パッケージ

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
136	まちづくり	都市計画法	都市計画施設等区域内における建築行為の許可等	都市計画課	
137	まちづくり	都市計画法	都市計画事業地内の建築行為の許可等	都市計画課	
138	まちづくり	土地区画整理法	土地区画整理組合の設立認可等	都市計画課	⑦都市計画パッケージ
139	まちづくり	土地区画整理法	個人施行者等の換地計画の認可等	都市計画課	⑦都市計画パッケージ
140	まちづくり	土地区画整理法	個人施行者等の換地計画の処分の取消等	都市計画課	⑦都市計画パッケージ
141	まちづくり	都市再開発法	個人施行者等の第一種市街地再開発事業施行の認可等	建築指導課	⑧都市再開発パッケージ
142	まちづくり	都市再開発法	市街地再開発組合の設立認可等	建築指導課	⑧都市再開発パッケージ
143	まちづくり	都市再開発法	都市再開発法に係る調査等のための立入許可等	建築指導課	⑧都市再開発パッケージ
144	まちづくり	都市再開発法	個人施行者等の権利変換計画の認可等	建築指導課	⑧都市再開発パッケージ
145	まちづくり	高齢者の居住の安定確保に関する法律	高齢者の居住の安定確保に関する事務	住宅課	⑥住宅パッケージ
146	まちづくり	高齢者の居住の安定確保に関する法律	終身建物賃貸借に関する事務	住宅課	⑥住宅パッケージ
147	まちづくり	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の供給促進に関する事務	住宅課	⑥住宅パッケージ
148	まちづくり	都市再開発法	第一種市街地再開発事業施行地区内における建築行為の許可等	建築指導課	
149	まちづくり	文化財保護法	国指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可等(軽微な変更に係るもの)	文化財課	
150	まちづくり	都市計画法	市街地開発事業等予定区域内における建築行為の許可等	都市計画課	
151	まちづくり	都市再開発法	市街地再開発促進区域内における建築行為の許可等	建築指導課	
152	まちづくり	建築基準法、建築物等の制限に関する条例	建築等に係る確認・検査等	建築指導課	⑨建築審査パッケージ

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
153	まちづくり	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	特定建築物に関する事務	建築指導課	⑨建築審査パッケージ
154	まちづくり	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	建設工事に係る資材の再資源化に関する事務	建築指導課	⑨建築審査パッケージ
155	まちづくり	岡山県福祉のまちづくり条例	公益的施設の整備基準適合証の交付等	建築指導課	⑨建築審査パッケージ

【平成18年度に追加した事務・権限】

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
156	まちづくり	岡山県景観条例	建築物新築等の大規模行為等の事前届出受理等	環境企画課	
157	福祉	老人福祉法	地域密着型サービスとなる有料老人ホームの設置届出等	長寿社会課	
158	福祉	老人福祉法	地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の設置認可等	長寿社会課	
159	福祉	老人福祉法	地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等	長寿社会課	
160	福祉	社会福祉法	地域密着型サービスとなる軽費老人ホームの設置届出等	長寿社会課	

【平成20年度に追加した事務・権限(11月改訂)】

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
161	まちづくり	特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の認証及び監督等	県民生活交通課	※メニュー方式対象
162	まちづくり	租税特別措置法施行令	認定NPO法人申請に必要な証明書の交付	県民生活交通課	
163	農林	土地改良法	農用地造成事業等に係る土地改良区と農用地外資格者との調整等	耕地課	
164	まちづくり	不動産登記法	国道、河川等に係る国有財産の登記嘱託等	用地課	
165	まちづくり	都市再開発法	再開発会社の市街地再開発事業施行の認可等	建築指導課	⑧都市再開発パッケージ
166	まちづくり	中心市街地の活性化に関する法律	大規模小売店舗立地法の特例区域の設定等	経営支援課	

【平成20年度に追加した事務・権限(3月改訂)】

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
167	福祉	障害者自立支援法	指定障害福祉サービス事業者等の指定等	障害福祉課	※メニュー方式対象
168	福祉	公職選挙法施行令	両下肢等の障害の程度に関する証明	障害福祉課	
169	保健・衛生	医療法	病院開設の許可(病床許可を除く)等	医療推進課	
170	保健・衛生	医療法	医療法人の設立認可等	医療推進課	
171	保健・衛生	診療放射線技師法	照射録の提出の命令又は検査	医療推進課	
172	保健・衛生	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	改善命令等に関する事務	健康推進課	
173	産業	火薬類取締法	火薬類販売営業の許可等	消防保安課	
174	産業	流通業務市街地の整備に関する法律	流通業務地区における施設建設等の許可等	企業立地推進課	
175	産業	中小小売商業振興法	商店街整備計画の認定等	経営支援課	
176	農林	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等	農産課	
177	農林	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	家畜排せつ物の適正な管理に係る指導等に関する事務	畜産課	
178	農林	農業協同組合法	農業協同組合(専門農協に限る)の設立・解散認可等	組合指導課	
179	農林	農業協同組合法	農事組合法人の設立・解散届出の受付等	組合指導課	
180	農林	森林組合法	森林組合の設立・解散認可等	組合指導課	
181	農林	水産業協同組合法	漁業協同組合の設立・解散認可等	組合指導課	
182	まちづくり	国土利用計画法	土地に関する権利移転等の届出受理等	県民生活交通課	

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
183	まちづくり	被災市街地復興特別措置法	被災市街地復興推進地域内における建築行為の許可等	都市計画課	
184	教 育	学校教育法	市町村の設置する幼稚園の設置廃止等の認可等	教育委員会	

【平成21年度に追加した事務・権限(2月改訂)】

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
185	福 祉	障害者自立支援法 身体障害者福祉法	障害者支援施設の設置の届出受理等	障害福祉課	⑩社会福祉パッケージ
186	福 祉	生活保護法	保護施設の設置認可等	障害福祉課	⑩社会福祉パッケージ
187	福 祉	母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出受理等	子ども未来課	⑩社会福祉パッケージ
188	福 祉	地方税法施行規則	社会福祉事業実施に係る固定資産税非課税団体の証明	長寿社会課、 障害福祉課ほか	⑩社会福祉パッケージ
189	福 祉	お年玉付き郵便葉書等に関する法律施行令	社会福祉法人等が行う年賀寄附金の配分申請に係る意見	保健福祉課	⑩社会福祉パッケージ

【平成23年度に追加した事務・権限(11月改訂)】

整理番号	分野	根拠法令	事務名	担当課	備考
190	福 祉	介護保険法	介護保険事業者等の指定等	長寿社会課	※メニュー方式対象
191	福 祉	旧介護保険法	指定介護療養型医療施設等の指定等	長寿社会課	

※「備考」欄に次の記載のあるものは、個別移譲の対象とする事務

- 1) ①から⑩までのパッケージ名を記載しているもの … パッケージ方式対象事務（「参考資料3」を参照）
- 2) 「※メニュー方式対象」と記載しているもの … メニュー方式対象事務（「参考資料4」を参照）

これまでに移譲が決定した事務・権限の一覧

(1) 一律移譲方式対象事務

一律移譲方式対象事務とは、市町村の区分（全市町村、政令市、中核市、市、町村）に応じ、関係市町村に一律的に事務・権限の移譲を進めるもの。

原則として、移譲予定年度の4月1日から市町村において事務処理を開始する。

<平成20年度決定>

事 務 名	移 譲 年 度				整理 番号
	政令 市	中核 市	市	町村	
特定非営利活動法人の認証及び監督等	2 1				161
認定NPO法人申請に必要な証明書の交付	2 1				162
農用地造成事業等に係る土地改良区と農用地外資格者との調整等	2 1				163
国道、河川等に係る国有財産の登記嘱託等	2 1				164

注) 整理番号については、別表（移譲可能事務・権限一覧）の整理番号と対応するものである。

<平成19年度決定>

事 務 名	移 譲 年 度			整理 番号
	中核市	市	町村	
農地転用（4ha以下）の許可			20*	100
農用地区域内における開発行為の許可			20*	102
地域密着型サービスとなる有料老人ホームの設置届出等			20	157
地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の設置認可等			20	158
地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等			20*	159
地域密着型サービスとなる軽費老人ホームの設置届出等			20*	160

注) ※印については、移譲対象を町村へ拡大するもの（市へ移譲済み）。

<平成18年度決定>

事 務 名	移 譲 年 度			整理 番号
	中核市	市	町村	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化（傷病鳥獣の保護目的）			19**1	13
墓地等の経営許可等（個人墓地の経営許可等に限る）			19	20
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務		20		90
高圧ガス保安法に関する事務		20		91

事 務 名	移 譲 年 度			整理 番号
	中核市	市	町村	
大規模小売店舗の出店届出受理等	20			94
(再掲) 農地転用 (4ha以下) の許可	19 ^{*2}			100
(再掲) 農用地区域内における開発行為の許可	19 ^{*2}			102
農地賃貸借契約の解約等の許可		19		103
保安林内の立木伐採等の届出等		19		108
卸売市場の開設許可等	19			109
県土保全条例に基づく開発行為の許可等	21			116
地すべり防止区域内の制限行為の許可等 (農林水産省所管分)	19 ^{*3}			127
屋外広告物の許可・違反広告物の除去等		19		130
都市計画施設区域内における建築行為の許可等		19		136
(再掲) 地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等		19		159
(再掲) 地域密着型サービスとなる軽費老人ホームの設置届出等		19		160

注) 1 ※1印については、移譲対象を町村へ拡大するもの (市へ移譲済み)。

2 ※2印については、浅口市への移譲予定年度を20年度とする。

3 ※3印については、農林水産省所管分へ拡大するもの (国土交通省所管分は移譲済み)。

4 「県土保全条例に基づく開発行為の許可等」については、岡山市域における開発行為及び倉敷市域における10ha未満の開発行為について県条例の適用を除外し、市条例を適用させるもの。

5 事務名欄に (再掲) と付したものは、平成19年度協議において、対象市町村を拡大したものの。

<平成17年度決定>

事 務 名	移 譲 年 度			整理 番号
	中核市	市	町村	
旅券の発給に関する事務		18 ^{注1}		1
家庭用品の品質表示にかかる指示等	18			2
消費生活用製品の販売事業者に対する立入検査等	18			3
不当景品及び不当表示に関する指示等	18			4
農林物資の品質表示に関する指示等	18			5
特定商取引における不当な勧誘等に対する指示等	18			6
ゴルフ場等にかかる会員契約等の適正化にかかる指示等	18			7

事 務 名	移 譲 年 度			整理 番号
	中核市	市	町村	
許可割賦販売業者等に関する立ち入り検査等	18			8
標準価格の表示等に関する指示等	18			9
特定物資売り渡しに対する指示等	18			10
県立自然公園特別地域における行為の許可等	18			12
(再掲) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化(傷病鳥獣の保護目的)	18*			13
鳥獣の保護及び狩猟の適正化(農林水産業被害防止目的)	18			14
ディスプレイ販売中止等の措置の勧告等	18			18
有料老人ホームの設置届出受理等	18*			50
未熟児の訪問指導に関する事務		18		57
未熟児の養育医療に関する事務		18		58
身体障害者相談員の委託		18		60
知的障害者相談員の委託		18		61
数に増減を生じない民生委員協議会の区域の選定		19		67
動物取扱業の登録等	19			77
煙火(花火)に関する火薬類の消費許可等	18			89
電気用品販売事業者等に対する報告徴収等	18*			92
電気用品販売事業者等に対する立入検査等	18*			93
特定工場新設等の届出受理等	18			95
商工会議所の定款変更認可等	18*			99
耕作目的の農地の権利移動の許可	18			101
土地改良区等における換地計画に関する事務	18*			104
土地改良区の定款等に関する事務	18*			105
土地改良区の監督に関する事務	18*			106
土地改良区等における事業計画の適否決定及び認可	18*			107
牧野への立入検査等		18		110
市町村区域内の町又は字の区域変更等	18			113

事 務 名	移 譲 年 度			整理 番号
	中核市	市	町村	
新たに生じた土地の確認に関する事務	18			114
財産区の財産処分の同意に関する事務	18			115
砂利の採取計画の認可等	18			117
岩石の採取計画の認可等	18			118
(再掲) 地すべり防止区域内の制限行為の許可等	18			127
県指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可等(軽微な変更に係るもの)	18			128
公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務		18		129
国指定史跡名勝天然記念物の現状変更許可等(軽微な変更に係るもの)			18	149

注) 1 「旅券の発給に関する事務」の移譲時期については、H18. 10. 1とする。

2 ※印については、浅口市への移譲予定年度を19年度とする。

3 事務名欄に(再掲)と付したものは、平成18年度協議において、対象市町村等を拡大したものの。

(2) パッケージ方式対象事務等

①パッケージ方式対象事務

パッケージ方式対象事務とは、特定分野毎に事務・権限をパッケージとしてまとめ、県として提示した上で、市町村からの希望に応じた移譲を進めるもの。

<平成23年度決定>

パ ッ ケ ー ジ 名	対象市町村・移譲年度
社会福祉パッケージ(9事務)	真庭市(24年度)

<平成21年度決定>

パ ッ ケ ー ジ 名	対象市町村・移譲年度
福祉事務所パッケージ(6事務)	新庄村(22年度)
建築審査パッケージ(4事務)	笠岡市(22年度)
社会福祉パッケージ(9事務)	新見市(22年度) ^{※3}

<平成20年度決定>

パ ッ ケ ー ジ 名	対象市町村・移譲年度
都市開発パッケージ(3事務)	笠岡市(21年度)
都市再開発パッケージ(5事務)	岡山市(21年度) ^{※1} 備前市(21年度) ^{※2}

<平成19年度決定>

パッケージ名	対象市町村・移譲年度
福祉事務所パッケージ（6事務）	西粟倉村（20年度） 美咲町（21年度）
専用水道パッケージ（2事務）	鏡野町（20年度） 勝央町（21年度）

<平成18年度決定>

パッケージ名	対象市町村・移譲年度
専用水道パッケージ（2事務）	高梁市（19年度）
都市開発パッケージ（3事務）	玉野市（19年度）
都市計画パッケージ（3事務）	備前市（19年度） 真庭市（19年度）
都市再開発パッケージ（4事務）	備前市（19年度）

<平成17年度決定>

パッケージ名	対象市町村・移譲年度
環境パッケージ（23事務）	岡山市（18年度）※1 倉敷市（18年度）※1 新見市（19年度）
建築審査パッケージ（4事務）	新見市（19年度）

注) 1 ※1印については、これまで実施していない事務について移譲するもの。

○都市再開発パッケージ

岡山市

- ・個人施行者等の第一種市街地再開発事業施行の認可等
- ・市街地再開発組合の設立認可等
- ・個人施行者等の権利変換計画の認可等
- ・再開発会社の市街地再開発事業の認可等

○環境パッケージ

岡山市

- ・第一種指定科学物質の排出量等の届出受理等

倉敷市

- ・第一種指定科学物質の排出量等の届出受理等
- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例(騒音・振動)(規制地域の指定・規制基準の設定等)

2 ※2印については、既に移譲している都市再開発パッケージ事務に再開発会社の市街地再開発事業の認可等の事務を追加して移譲するもの。

3 ※3印の移譲時期については、H22.10.1とする。

4 パッケージ方式対象事務の内訳については、参考資料3「パッケージ方式対象事務内訳」のとおり。

②モデル的に取り組む事務

全国に先駆けて、県道の管理権限（道路管理者）を特定の市に移譲し、実施状況について検証しながら、モデルとして進めるもの。

<平成17年度決定>

事務名	対象市町村・移譲年度
県道の管理権限（道路管理者）（7事務）	新見市（18年度）

＜参考＞権限移譲の概要

道路法第17条第2項に基づき、新設・改築事業、維持管理業務を含む全ての管理権限を移譲

○移譲対象 市内で起終点が完結する県道

○移譲事務

ア 道路管理

道路法の施行、道路占用料徴収、車両制限令の施行、道路交通法の施行 等

イ 維持修繕

道路パトロール、舗装修繕、路面清掃、街路樹管理、除雪 等

ウ 新設・改築工事

道路改築、交通安全施設、電線共同溝、道路防災、災害復旧 等

③メニュー方式対象事務

メニュー方式対象事務とは、地域の実情や事務処理の効率性等を勘案し、一部の事務を県として提示した上で、市町村の任意の選択に応じた移譲を進めるもの。

＜平成23年度決定＞

メニュー事務名	対象市町村・移譲年度
指定障害福祉サービス事業者等の指定等	新見市（24年度）
介護保険事業者等の指定等 指定介護療養型医療施設等の指定等*	新見市（24年度）

注）※印については、新見市に該当する事務はない。

岡山県移譲事務市町村交付金の概要

区分		算定方法等
通常 交付 金	① 固定的経費 (定 額)	<p>当該年度の事務処理の有無にかかわらず、基礎的な経費を保証するため1法令当たり一定額を交付</p> <p>【対象経費・積算根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 2.5時間(基礎的必要時間)×人件費単価 ・ 法令集等購入費、台帳等印刷費、電話代、郵送料等
	② 直接的経費 (積み上げ)	<p>対象事務ごとに処理件数に1件あたり処理費用を乗じた額を交付</p> <p>【積算方法】</p> <p>{処理件数×1件あたりの処理費用(人件費、旅費、需用費、役務費)}-手数料</p> <p>【対象経費・積算根拠等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理件数: 3年間の平均件数 ・ 人件費…1件あたりの平均処理時間×人件費単価により積算 ・ 物件費…旅 費、需用費、役務費等
臨時 交付 金	③ 初年度準備金	<p>移譲初年度に一時的に必要と認められる経費について積算し、所要額を交付</p> <p>移譲事務数に応じた準備金(移譲した年度に交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移譲した事務数に応じて交付 <p>【交付額・積算方法】 移譲事務数×25,000円</p> <p>【対象経費】 関係書籍購入費、備品購入費、研修に要する経費等</p> <p>※H18年度は、上記に加え次の額を加算して交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初年度の準備金 <p>【交付額】 200,000円/市町村</p> <p>【対象経費】 広報用パンフレット作成経費、案内板作成等共通経費等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器導入経費 <p>【交付額】 623,000円/市町村</p> <p>【対象経費】 旅券発給事務に係る機器導入経費</p>

パッケージ方式対象事務内訳

①環境パッケージ（23事務）

事 務 名	整理 番号
岡山県環境への負荷の低減に関する条例（騒音・振動）（規制地域の指定・規制基準の設定等）	17
第一種指定化学物質の排出量等の届出受理等	19
騒音環境基準の地域類型の指定等	22
規制地域の指定・規制基準の設定等（悪臭）	23
規制地域の指定・規制基準の設定等（騒音）	24
規制地域の指定・規制基準の設定等（振動）	25
自動車騒音の常時監視等に関する事務	26
土壌汚染対策に関する事務	27
水質特定施設の設置届出等	28
ばい煙発生施設の設置届出等	29
粉じん発生施設の設置届出等	30
岡山県環境への負荷の低減に関する条例（騒音・振動）（騒音又は振動発生施設の設置等の届出・立入検査・報告徴収等）	31
岡山県環境への負荷の低減に関する条例（駐車場管理者等への助言及び指導）	32
岡山県環境への負荷の低減に関する条例（汚水特定施設の設置届出等）	33
岡山県環境への負荷の低減に関する条例（ばい煙特定施設の設置等の届出受理等）	34
岡山県環境への負荷の低減に関する条例（粉じん特定施設の設置等の届出受理等）	35
岡山県環境への負荷の低減に関する条例（土壌及び地下水の汚染対策）	36
岡山県環境への負荷の低減に関する条例（有毒ガス特定施設の設置等の届出受理等）	37
瀬戸内海環境保全特別措置法に関する事務	38
湖沼水質保全特別措置法に関する事務	39
公害防止管理者等の届出・監視指導等（水質）	40
公害防止管理者等の届出・監視指導等（大気）	41
公害防止管理者等の届出・監視指導等（ダイオキシン）	42

②福祉事務所パッケージ（6事務）

事 務 名	整理 番号
助産施設・母子生活支援施設等への入所	71
児童扶養手当の認定・支給等	72
障害児福祉手当の認定・支給等	73
特別障害者手当の認定・支給等	74
生活保護の決定・実施等	75
母子自立支援員の設置等	76

③専用水道パッケージ（2事務）

事 務 名	整理 番号
専用水道の指導監督等	78
簡易専用水道の指導監督等	79

④衛生パッケージ（7事務）

事務名	整理番号
旅館業の営業許可等	82
興業場の営業許可等	83
公衆浴場の営業許可等	84
クリーニング所の開設届出受理等	85
理容所の開設届出受理等	86
美容所の開設届出受理等	87
特定建築物の届出受理等	88

⑤都市開発パッケージ（3事務）

事務名	整理番号
都市計画法に係る開発行為の許可等	131
優良な宅地の造成等の認定	132
宅地造成に係る工事の許可等	133

⑥住宅パッケージ（5事務）

事務名	整理番号
マンション建替組合の設立認可等	134
住宅地区改良地区内の建築行為の許可等	135
高齢者の居住の安定確保に関する事務	145
終身建物賃貸借に関する事務	146
特定優良賃貸住宅の供給促進に関する事務	147

⑦都市計画パッケージ（3事務）

事務名	整理番号
土地区画整理組合の設立認可等	138
個人施行者等の換地計画の認可等	139
個人施行者等の換地計画の処分の取消等	140

⑧都市再開発パッケージ（5事務）

事務名	整理番号
個人施行者等の第一種市街地再開発事業施行の認可等	141
市街地再開発組合の設立認可等	142
都市再開発法に係る調査等のための立入許可等	143
個人施行者等の権利変換計画の認可等	144
再開発会社の市街地再開発事業施行の認可等	165

⑨建築審査パッケージ（4事務）

事務名	整理番号
建築等に係る確認・検査等	152
特定建築物に関する事務	153
建設工事に係る資材の再資源化に関する事務	154
公益的施設の整備基準適合証の交付等	155

⑩社会福祉パッケージ（9事務）

事 務 名	整理 番号
児童福祉施設の設置認可等	56
社会福祉法人の設立認可等	68
社会福祉事業の開始の届出受理、許可等	69
養護老人ホーム等の設置の届出受理等	70
障害者支援施設の設置の届出受理等	185
保護施設の設置認可等	186
母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出受理等	187
社会福祉事業実施に係る固定資産税非課税団体の証明	188
社会福祉法人等が行う年賀寄附金の配分申請に係る意見	189

メニュー方式対象事務

1. 環境規制地域等指定事務

(環境パッケージ23事務のうち環境規制地域の指定に係る事務)

メニュー番号	事務名	整理番号
1	岡山県環境への負荷の低減に関する条例(騒音・振動)(規制地域の指定・規制基準の設定等)	17
2	騒音環境基準の地域類型の指定等	22
3	規制地域の指定・規制基準の設定等(悪臭)	23
4	規制地域の指定・規制基準の設定等(騒音)	24
5	規制地域の指定・規制基準の設定等(振動)	25
6	自動車騒音の常時監視等に関する事務	26

2. 消費生活用品等の表示に係る事務

メニュー番号	事務名	整理番号
7	家庭用品の品質表示に係る指示等	2
	消費生活用製品の販売業者に対する立入検査等	3
8	農林物資の品質表示に関する指示等	5

3. NPO法人の認証関係事務

メニュー番号	事務名	整理番号
9	特定非営利活動法人の認証及び監督等	161
	認定NPO法人申請に必要な証明書の交付	162

4. 指定障害福祉サービス事業者等の指定等に係る事務

メニュー番号	事務名	整理番号
10	指定障害福祉サービス事業者等の指定等	167

5. 介護保険事業者等に係る事務

メニュー番号	事務名	整理番号
11	介護保険事業者等の指定等	190
	指定介護療養型医療施設等の指定等	191

※各市町村の任意により、「メニュー番号」単位で選択できるものとする。

計画の策定・改訂経緯とこれまでの移譲実績

(1) 計画の策定・改訂経緯

◎H17. 3月 **指針の策定**

市町村への事務・権限移譲を推進するため、「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲指針」を定め、移譲の基本的な考え方や推進期間を明示するなど計画策定の基礎とした。

◎H17. 11月 **計画の策定**

指針を基礎に「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」(以下「計画」という。)を策定し、次年度以降の移譲決定事務や、引き続き移譲に向けて協議する事務(移譲対象事務)を明示するなどした。

◆計画期間:H18年4月～H21年4月 *対象事務数:162

○H18. 11月

計画を一部改訂し、18年度の協議により移譲が決定したものを明記した。

*対象事務数:167 *当年度(H18)移譲数:48

○H19. 11月

計画を一部改訂し、19年度の協議により移譲が決定したものを明記した。

*対象事務数:167 *当年度(H19)移譲数:49

○H20. 11月

計画を一部改訂し、岡山市の政令市移行に伴い同市に移譲する事務を追加した。また、20年度の協議により移譲が決定したものを明記した。

*対象事務数:173 *当年度(H20)移譲数:11

◎H21. 3月 **計画<改訂版>の策定**

国の地方分権改革の動向も踏まえ、計画期間の延長や移譲対象事務の追加等を行い、計画「改訂版」を策定した。

◆計画期間:H23年4月まで *対象事務数:191

○H22. 2月

計画を一部改訂し、21年度の協議により移譲が決定したものを明記した。

(H22.4月、県の組織再編に伴い、「別表:移譲対象事務・権限一覧」の「担当課」を改正)

*対象事務数:196 *当年度(H21)移譲数:6

◎H23. 3月 **計画<第2次改訂版>の策定**

国の地域主権改革の動向も見極めつつ、計画期間の延長等を行い、計画「第2次改訂版」を策定。

◆計画期間:H25年4月まで *対象事務数:196 *当年度(H22)移譲数:9

○H23. 11月

計画を一部改訂し、23年度の協議により移譲が決定したものを明記した。

*対象事務数:198

(2) これまでの移譲実績

年度	計画の策定・改訂	一律移譲方式			パッケージ方式			メニュー方式			モデル方式		計	
		対象事務数 A	うち 当年度追加 事務数	移譲 実績数 a	対象 事務数	うち 当年度追加 事務数	移譲 実績数 b	対象 事務数	うち 当年度追加 事務数	移譲 実績数 c	対象 事務数 B	移譲 実績数 d	対象 事務数 A+B	移譲 実績数 a+b+c+d
					パッケージ数	パッケージ数		メニュー数	メニュー数					
H17	11月策定	155			57						7		162	
					9									
H18	11月一部改訂	160	5	39	57		2				7	7	167	48
					9									
H19	11月一部改訂	160		12	57		37				7		167	49
					9									
H20	11月一部改訂	166	6	5	58	1	6				7		173	11
					9									
	3月改訂 *H21 ~適用	184	18		58						7		191	
					9									
H21	2月一部改訂	189	5	5	67	9	1				7		196	6
					10	1								
H22	3月改訂 *H23 ~適用	189			67		9	11			7		196	9
					10			9						
H23	11月一部改訂	191	2		67			14	3		7		198	0
					10			11	2					
計		191	36	61	67	10	55	14	3		7	7	198	123
					10	1		11	2					

・「対象事務数」「移譲実績数」とも、移譲計画上の「移譲対象事務」ベースでの数値

・「パッケージ方式」及び「メニュー方式」の「対象事務数」は、「一律移譲方式」の「対象事務数」の内数

・各年度の「移譲実績数」は、当年度から移譲している事務の数

・移譲先が全市町村か一部の市町村かにかかわらず、移譲実績のある事務はすべて「移譲実績数」に含めている。

試験研究機関の外部評価結果について

試験研究機関について、「試験研究評価に関する指針」に基づき、厳しい財政状況の下、限られた行政資源を有効に活用し、試験研究を効率的・効果的に推進するため、所管する部局において外部評価を実施した。

1 対象機関

所管部	試験研究機関名
環境文化部	環境保健センター
産業労働部	岡山光量子科学研究所
	工業技術センター
農林水産部	農林水産総合センター農業研究所
	同 生物科学研究所
	同 畜産研究所
	同 森林研究所（林業研究室）
	同 森林研究所（木材加工研究室）
同 水産研究所	

2 実施方法

外部有識者で構成する外部評価委員会を各試験研究機関ごとに設置し、評価を実施した。

3 評価内容

(1) 機関評価

試験研究機関全般にわたる研究活動、研究体制や運営等について評価

(2) 課題評価

個別の研究課題について評価

ア 事前評価

来年度から取り組む試験研究課題の採択の可否等について評価

イ 中間評価

3か年を越える期間を有する課題について評価

ウ 事後評価

昨年度終了した試験研究について、目標の達成度や成果について評価

4 機関評価の結果

機関評価について、総合評価として、各委員が「非常に優れている・優れている・妥当・見直しが必要・全面的見直しが必要」の5段階で評価することとしており、概ね、「妥当」以上の評価となっている。

5 評価結果の活用

結果については、ホームページ等で広く県民に周知するとともに、今後、研究課題のしぼり込みや組織体制の見直しなどに適切に反映させることとする。

平成23年度 試験研究機関 機関評価（総合評価）概要

環境保健センター	【平均4.1点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		2人	4人	1人	0人	0人
限られた人員・予算の中で、的確に業務を推進するとともに、組織・施設等の改善・充実に努力している。今後、「県民の安全・安心を科学的・技術的側面から保障する機関」として、試験研究基盤の整備、他機関との連携強化、県民への情報提供方法の改善等に、さらなる努力を期待する。						
岡山光量子科学研究所	【平均4.6点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		5人	4人	0人	0人	0人
先端科学技術の基礎となる光量子科学分野の理論的研究において、本質的かつ重要な研究テーマを設定し若手研究員の独創性を活かして大きな研究成果を上げており、国立研究機関に負けない高いレベルの研究活動により、国内外に対して岡山県の存在感を示す役割を果たしている。						
工業技術センター	【平均4.2点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		1人	5人	0人	0人	0人
前回の外部評価委員会の指摘を踏まえ、いかに研究運営を図るべきかを明確にして、外部資金を獲得するとともに、企業との共同研究を展開して着実に成果を上げてきている。産業振興のためのより質の高い地域企業への技術支援に貢献すべくさらなる発展を期待したい。						
農林水産総合センター						
農業研究所	【平均4.0点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		0人	6人	0人	0人	0人
限られた研究資源の中で、目標を定め、積極的な試験・研究の推進により岡山県の農業振興に役立つ新品種、新技術の開発や技術支援などを行い、「おかやまブランド」確立のため立派な成果をあげている。職員の資質向上や他機関との連携に努めるなど高く評価でき、今後の活躍が期待できる。						
生物科学研究所	【平均3.7点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		0人	4人	2人	0人	0人
バイオテクノロジー分野での基礎・基盤研究の成果は非常に優れていると判断できる。今後もこの方向性を堅持すべきであるが、これら成果の農業従事者や一般県民へのPRには、まだ多くの工夫と努力が必要。運営方針への議論、評価に使用する資料の充実も必要である。						
畜産研究所	【平均3.6点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		0人	4人	3人	0人	0人
機関全体の活動について不十分と思われるところはなく、限られた予算と要員の中で多くの優れた成果を出しており、特に試験研究における経営的アプローチなどこれまで以上の実績が上がっている。今後も生産者の視点に立った研究と、その技術普及・指導を一層進めてもらいたい。						
森林研究所（林業研究室）	【平均3.2点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		0人	2人	3人	1人	0人
県民が求める課題に対して研究成果を上げ、その成果をわかりやすく発信していることは評価できるが、必要に応じて他県の研究機関や農政分野との実質的な連携を行う体制や、競争的外部資金を獲得するための体制の構築が必要である。						
森林研究所（木材加工研究室）	【平均4.0点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		0人	5人	0人	0人	0人
限られた予算と人員の中で、多方面にわたり努力をしている。業界からの開発依頼と県民への情報発信との両立は大変であるが、他機関や企業との連携を深めながら、今まで以上に新たな課題への取組みを期待する。						
水産研究所	【平均4.0点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		0人	6人	0人	0人	0人
水産業を取巻く環境変化には複雑かつ目まぐるしいものがあるが、これらに対処しつつ「水産振興プラン」に沿った目標に即した研究方針、重点分野を定め、これに対応できる組織体制をとって、さらに課題を掘り起していく運営は発展性があり、整合性のとれたものである。						

各外部評価委員会における委員一覧 (敬称略)

環境保健センター (8人)	公認会計士	井上 信二
	岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科 教授	荻野 景規
	NPO法人岡山環境カウンセラー協会 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 教授	田口 豊郁
	岡山商科大学 経済学部 教授	多田 憲一郎
	中国四国地方環境事務所長	徳丸 久衛
	岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科 准教授	根岸 友恵
	岡山理科大学 理学部 教授	野上 祐作
	岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科 教授	山田 雅夫
岡山光量子 科学研究所 (10人)	京都大学大学院 理学研究科 教授、理化学研究所理論部 主任研究員	川合 光
	高エネルギー加速器研究機構 素粒子原子核研究所 理論センター長・教授	北澤 良久
	政策研究大学院大学 准教授	角南 篤
	京都大学大学院 理学研究科長・理学部長	吉川 研一
	放送大学 教養学部 教授	米谷 民明
	岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科 准教授	河原 研二
	岡山理科大学 理学部 教授	澤江 隆一
	岡山大学 名誉教授	原田 勲
	岡山大学大学院 自然科学研究科 教授	廣川 真男
	岡山県立大学 情報工学部 教授	横田 一正
工業技術センター (6人)	(独)産業技術総合研究所 中国センター所長	中村 修
	岡山県立大学 情報工学部 教授	尾崎 公一
	岡山大学大学院 自然科学研究科 教授	高田 潤
	岡山県プラスチック工業会 会長(みのる産業(株)代表取締役社長)	生本 純一
	(社)岡山県機械金属工業連合会 役員(中原鉄工(株)代表取締役社長)	中原 成始郎
	(財)岡山経済研究所 所長	平井 則夫
農林水産 総合センター 農業研究所 (6人)	岡山大学大学院 環境学研究科 教授	佐藤 豊信
	岡山大学大学院 自然科学研究科 教授	白石 友紀
	福山大学 生命工学部 教授	淵上 倫子
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 近畿中国四国農業研究センター所長	長峰 司
	岡山県農業協同組合中央会 専務理事	宮本 芳郎
	岡山県農業士会 副会長	原 恒子
農林水産 総合センター 生物科学研究所 (7人)	岡山大学大学院 自然科学研究科 教授	神崎 浩
	京都大学大学院 生命科学研究科 教授	佐藤 文彦
	(財)かずさDNA研究所 産業基盤開発研究部 部長	柴田 大輔
	岡山大学大学院 自然科学研究科 教授	白石 友紀
	奈良先端科学技術大学院大学 バイオサイエンス研究科 教授	島本 功
	中部大学 応用生物学部 教授	町田 千代子
農林水産 総合センター 畜産研究所 (7人)	名古屋大学 生物機能開発利用研究センター 教授	松岡 信
	岡山大学大学院 自然科学研究科 准教授	西野 直樹
	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 近畿中国四国農業研究センター畜産草地・鳥獣害研究領域長	篠田 満
	くらしき作陽 食文化学部 教授	原田 節也
	岡山県立大学 保健福祉学部 教授	岸本 妙子
	(社)岡山県畜産協会 総務部長	本松 秀敏
農林水産 総合センター 森林研究所 (林業研究室) (6人)	全国農業協同組合連合会 岡山県本部 畜産部長	石原 正敬
	おかやま酪農業協同組合 専務理事	東山 基
	(独)森林総合研究所 林木育種センター 関西育種場 育種課長	久保田 正裕
	(独)森林総合研究所 関西支所 産学官連携推進調整監	鳥居 厚志
	岡山大学大学院 環境学研究科 准教授	嶋 一徹
	岡山県森林組合連合会 副会長	長滝 健吾
農林水産 総合センター 森林研究所 (木材加工研究室) (6人)	岡山県林業改良普及協会 専門指導部会 部会長	長畑 州三
	くらしき作陽大学 食文化学部 准教授	額田 真喜子
	(株)津山総合木材市場 代表取締役	木下 恒久
	島根大学 総合理工学部 教授	中尾 哲也
	広島大学大学院 教育学研究科 教授	番匠谷 薫
	真庭木材事業協同組合 専務理事	堀 清
農林水産 総合センター 水産研究所 (6人)	国産材製材協会 顧問	豆原 義重
	(社)岡山県建築士会 顧問	山本 幸子
	岡山大学大学院 環境学研究科 教授	大久保 賢治
	岡山理科大学大学院 理学研究科 教授	北岡 豪一
	ノートルダム清心女子大学 名誉教授	今田 節子
	元岡山県水産試験場 場長	尾田 正
(株)長谷井商店 副社長	中島 盛雄	
岡山県漁業協同組合連合会 参事	森下 倫年	

平成23年度 環境保健センター 機関評価評価票（概要）

1 運営方針及び重点分野						
あるべき姿を「県民の安全・安心を科学的・技術的側面から保障する機関」とするとともに「科学的根拠に根ざした行政への政策提言が可能なシンクタンク機能」を目指すとしたことは評価できる。重点分野は適切に選択されており、とりわけ感染症情報センターを設置したことは評価できる。						
2 組織体制及び人員配置並びに予算配分						
職員の年齢構成の偏りや若い世代への技術の継承問題が改善され、予算や人員の削減が求められる中、適切な組織体制と予算が確保されている。引き続き放射線監視などの県民ニーズに応えるよう人員や予算の確保に努められたい。						
3 施設・設備等						
リース方式により高価な機器導入に努めるなど最先端の設備を含めた妥当な施設、設備が確保され、稼働率や利用面も適切である。一方、年数が経った設備も多く、今後も危機管理に柔軟に対応できるよう戦略的な設備投資の検討と予算面での配慮が必要である。						
4 研究成果						
予算や職員数を考えると、論文掲載や学会発表等の回数は妥当と考えられるが、学位取得者の増加、学会誌等への積極的な投稿など、研究レベル向上への努力が必要である。研究成果を県民にアピールする工夫も必要である。						
5 技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験等の実施状況						
多くの行政検査と依頼検査が行われ、また、研修指導も適切に行われており、実施状況は妥当である。特に、柔軟な体制により、福島原発事故の緊急的な行政対応にも迅速に対応していることは評価できる。						
6 人材育成						
人材育成の取組は概ね妥当であるが、次世代の人材育成の理念を確立し、高い専門性を確保しつつ、情報発信力のある人材や長期の視点で「核」となる人材を育成してもらいたい。						
7 他機関との連携						
他県や国との連携は、共同研究や分担研究等を適切に実施しており評価できるが、高い専門性や技術水準を維持していくためには、県内外の大学や関係機関との連携をさらに強化すべきである。環境分野においても、今後、医学系との連携強化が必要である。						
8 県民への情報発信						
ホームページの充実や環境学習、施設公開など積極的に情報発信しており、特に放射性物質等測定結果の継続した公表は県民ニーズにあったもので評価できるが、県民の理解度は十分でなく、今後一層わかりやすく利用しやすい内容での積極的な情報発信を期待する。						
9 前回指摘事項への対応						
各々の指摘事項に対して、センターの努力により十分改善され、概ね適切な対応処置がなされている。職員の年齢構成について明確な改善が認められ、高く評価できる。今後も、積極的な改善のサイクルを機能させ、他機関との連携の強化などの課題に粘り強く着実に取り組んでももらいたい。						
総合評価 【平均 4.1点】		非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		2人	4人	1人	0人	0人
限られた人員・予算の中で、的確に業務を推進するとともに、組織・施設等の改善・充実に努力している。今後、「県民の安全・安心を科学的・技術的側面から保障する機関」として、試験研究基盤の整備、他機関との連携強化、県民への情報提供方法の改善等に、さらなる努力を期待する。						

平成23年度 岡山光量子科学研究所 機関評価評価票（概要）

1 運営方針及び重点分野
量子論の基礎から応用までを、量子論の基礎論、量子情報、量子デバイスの3分野からカバーしようという重点分野の捉え方は、大変ユニークであり、各方面から評価されている。世界的な研究レベルを目指しており、ニールスボーア研究所など他機関の研究者と交流を積極的に行い、若手研究者の育成にも心がけている。今後は量子情報と量子デバイスに関する現在の産業界の動向を学べる環境を作り、さらなる発展と共に産業界との連携が可能になることを期待したい。
2 組織体制及び人員配置並びに予算配分
岡山県の厳しい予算の中で努力が見られ、十分評価できる。研究者の人員配置はよく考えられており、減少傾向にある予算の中で、大変うまくやりくりしている。研究活動を活発にするには、もう少し人数を増やしたいが、現在の状況の中では妥当。
3 施設・設備等
研究員の居室、ネットワーク等、理論の研究所として最低限のものは備えている。理論が主体の研究所であり、現在の体制からすれば妥当である。一方で海外や国内から集まってくる研究者の宿泊施設の確保や、客員研究員や訪問研究者のためのスペースがあるのが望ましい。
4 研究成果
基礎的かつ本質的な問題を設定し大きな研究成果を上げている。研究員それぞれが海外のトップジャーナルに論文発表しており、国内外の研究会や学会での活動も評価できる。特に場の理論に関する業績は世界的に高い評価を受けており、今後の発展が期待される。
5 人材育成
外部研究者を積極的に招へいしたり、定期的なセミナー等を通じて世界からトップクラスの研究に触れる機会を設け、研究員の質の向上に努めている。研究者として自立できるよう育成を行っており、若手修行の場として各方面から大きな期待が寄せられている。
6 他機関との連携
海外では、ニールスボーア研究所、スタンフォード大学等と、国内では、京都大学、東京大学、理化学研究所、高エネルギー加速器研究機構等と、幅広く研究の交流・連携を進めており、成果をあげている。地元の大学などと連携し、若い学生を刺激する計画も実行すると良い。
7 県民への情報発信
難しい内容であるので県民への発信は困難を伴うが、高校等への出前授業や講演等、積極的に県民への情報発信を続けている。また、物理チャレンジの開催は、岡山県から全国への発信に大きく貢献している。一方、もっと広く県民に普及啓発するには、公民館等のセミナー開催や図書館に啓発用DVDを配布するなどの工夫も必要である。
8 前回指摘事項への対応
前回指摘事項なし

総合評価 【平均 4.6点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
	5人	4人	0人	0人	0人
先端科学技術の基礎となる光量子科学分野の理論的研究において、本質的かつ重要な研究テーマを設定し若手研究員の独創性を活かして大きな研究成果を上げており、国立研究機関に負けない高いレベルの研究活動により、国内外に対して岡山県の存在感を示す役割も果たしている。					

平成23年度 工業技術センター 機関評価評価票（概要）

1 運営方針及び重点分野
岡山県の政策に合致した運営方針がとられている。重点分野についても、岡山県産業の特性や国内の動向に応じたテーマ選定がなされており、有意義な成果が期待される。
2 組織体制及び人員配置並びに予算配分
組織体制は順次改編され、効率的な事業推進がなされている。人員も適正に配置されていると思われる。県費予算が年々減少する中、資金面においても効率的な運営がなされている。
3 施設・設備等
重点分野の研究開発に必要な機器が整備されている。稼働日数の少ない機器もあるが、工業技術センターとしては、一般企業では購入できないような特殊用途向けの機器の充実も必要である。
4 研究成果
「県の財政危機宣言」以降、経済産業省や文部科学省の提案公募型資金によるプロジェクト研究や企業との共同研究を積極的に進めている。その結果、多くの試作化・実用化等の研究成果が生み出され、コンスタントに口頭発表、誌上発表を行っている。
5 技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験等の実施状況
職員数が減少しているにも拘わらず、技術相談件数や依頼試験・設備使用件数は概ね維持されている。出前講座など、積極的な技術支援活動にも取り組まれており、民間企業に対するしつかりとしたサポートが行われている。
6 企業との共同研究等実績
共同研究数の増加を評価する。コーディネータによる連携促進にも取り組まれ、実績が挙げられている。今後も現在の積極的な活動の維持が望まれる。
7 他機関との連携
県の人・物・金のリソースには当然限りがあり、他県の公設研究機関、国の試験研究機関、大学等との広域連携を組んで、互いの弱いところを補い合いながら研究開発を進めていくことが肝要である。さらなる連携の強化を期待したい。
8 県民への情報発信
工業技術センター研究発表会、リサーチパーク研究展示発表会、技術講習会等で研究成果をアピールするとともに、岡山日日新聞の「ものづくりノート」、マイクロものづくり岡山メールマガジン等を活用して情報発信に努めている。その結果、TV・ラジオ放送でも取り上げられ、県民に対しての積極的な情報発信に繋がっている。
9 前回指摘事項への対応
前回の指摘を踏まえて、外部資金獲得や組織体制の強化、新たな技術サービスを展開して、工業技術センターのミッションを遂行すべく努力していることを高く評価したい。

総合評価 【平均 4.2点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
	1人	5人	0人	0人	0人

外部評価委員会の指摘に対し真摯に耳を傾けて、いかに研究運営を図るべきかを明確にして、外部資金を獲得するとともに、企業との共同研究を展開して着実に成果を上げてきている。産業振興のためのより質の高い地域企業への技術支援に貢献すべくさらなる発展を期待したい。

平成23年度 農林水産総合センター「農業研究所」
 機関評価評価票（概要）

1 運営方針及び重点分野
岡山県のグランドプラン「新おかやま夢づくりプラン」、農林水産業のマスタープラン「21おかやま農林水産プラン」に基づき、運営方針が策定されている。また、ブランド品目などを基軸に県の農業振興方針に添って技術開発の重点分野を取り上げ、その位置付けが体系的に適切になされている。
2 組織体制及び人員配置並びに予算配分
人員並びに予算が非常に厳しい中、重点分野を設けて課題を絞り込むなど工夫しながら、多くの研究課題に取り組み頑張っている。組織、人員配置、予算配分は、妥当である。総合センターに再編、統合は時宜を得たもので、研究所間等の連携により研究成果の実用化等に繋がることを期待する。
3 施設・設備等
本館は老朽化が進むなど、現状の施設・設備では不十分である。しかし、文部科学省などの外部資金を確保し、可能な限り省力化が図られる先端機器の導入がなされており、当面の試験研究に必要な設備・備品が概ね備わっていることは評価できる。
4 研究成果
実用可能な研究成果が着実に挙がっている。毎年各種学会誌で複数の論文が公表され、解説・指導記事も多く、研究は活発に行われている。特許や品種登録も継続して出願されており、研究活動は良好である。国際誌に論文が掲載され、また学会で受賞するなど、研究の質の高さも評価できる。
5 技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験等の実施状況
技術相談・指導、依頼試験等には厳しい人的、予算的状況の中で、よく対応している。農家から持ち込まれた農作物の診断及び技術相談の件数は多く、農家から頼りにされている様子が伺える。
6 人材育成
人的・予算的縮減で最も危惧されるのは、次世代を担う研究員の育成である。職場内外の研修に職員を参加させ、計画的、持続的に資質向上に努めていることは評価できる。
7 他機関との連携
共同研究が平成22年度以降、急増していることは、他機関との連携が進展するとともに、外部資金確保に努力したことが伺える。文部科学省の学術研究機関の指定を受けたことは望ましい。
8 県民への情報発信
新聞、テレビ、センターのセミナー、一般公開、視察対応等の多様な手段を活用して情報発信していることは望ましい。専門家的文章ではあるが、県民への情報発信も進み、内容は改善されている。また、ホームページは重要な情報発信手段であるので、活用についても検討しておく必要がある。
9 前回指摘事項への対応
指摘事項に対して、諸種の改善対策が実施されており望ましい。研究費補助対象の学術機関として指定を受けたことは、特に評価できる。

総合評価 【平均 4.0点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
	0人	6人	0人	0人	0人
限られた研究資源の中で、目標を定め、積極的な試験・研究の推進により岡山県の農業振興に役立つ新品種、新技術の開発や技術支援などを行い、「おかやまブランド」確立のため立派な成果をあげている。職員の資質向上や他機関との連携に努めるなど高く評価でき、今後の活躍が期待できる。					

平成23年度 農林水産総合センター「生物科学研究所」
機関評価評価票（概要）

1 運営方針及び重点分野						
バイオテクノロジー研究の進歩の中で遺伝子工学、細胞工学、微生物工学の3分野は重要であり、それを基礎とした応用研究への方向性は妥当であり優れている。今後は県下の産業振興に資する重点分野を具体的に示すことが望まれる。						
2 組織体制及び人員配置並びに予算配分						
外部研究資金の獲得は極めて優れており、このための努力がされていることは高く評価できる。これは研究レベルの高さを示すことでもある。また、外部資金を獲得し続ける体制を維持することが重要である。						
3 施設・設備等						
研究設備としての機器類の整備は外部資金も活用し充実している。今後は古い機器について、能力向上に対応した更新が必要である。						
4 研究成果						
論文、特許登録、実施許諾など着実に成果が上がっており評価できる。論文数は問題ないが、適切な評価のためには論文リスト（公表雑誌名）を示すことが必要である。						
5 技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験等の実施状況						
この研究所でのこの項目の内容を明確にすること。技術指導が他機関にどの程度の波及効果があったのかの報告や、共同研究の実績を報告することが望ましい。						
6 人材育成						
流動研究員制度は優れた制度であるので、海外からの研究員も積極的に受け入れ国際化をすすめるべき。流動研究員の指導など、特に問題はない。研究所から転出して行った流動研究員やPD研究員のその後の行き先や現職を示すことが望ましい。						
7 他機関との連携						
大学を含め他の機関との連携、共同研究が積極的に行われていることは評価できる。連携については基礎研究と応用研究に分けて資料を作成する方がよい。ただし、国際貢献については必ずしも十分とは言えない。						
8 県民への情報発信						
研究所の活動は科学教育の底上げにつながるもので、今後もより積極的・活発に行うこと。しかし、現状での一般県民への情報発信が弱くPR不足は否めない。HPを魅力ある解り易いものにすることや、JAなどを通じて県民へのアピールをする必要あり。						
9 前回指摘事項への対応						
研究所の立地条件の悪い中であって、他機関との連携や知財獲得にも努力されていることは評価できる。知財の費用対効果の具体的説明、県内連携の具体策を示すことが重要。WEBを利用した研究所と県民との対話を進めてはどうか。						
総合評価 【平均 3.7点】		非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		0人	4人	2人	0人	0人
バイオテクノロジー分野での基礎・基盤研究の成果は非常に優れていると判断できる。今後もこの方向性を堅持すべきであるが、これら成果の農業従事者や一般県民へのPRには、まだ多くの工夫と努力が必要。運営方針への議論、評価に使用する資料の充実も必要である。						

平成23年度 農林水産総合センター「畜産研究所」
機関評価評価票（概要）

1 運営方針及び重点分野
試験研究に対する基本方針である「基本的な4つの柱」は現状をとらえた非常に優れた方針である。重点課題、重点事業なども明確な方針が示されており、研究所の意義と役割が理解しやすく、実施している研究課題や事業の方向性に高い意欲と改善への努力が感じられる。
2 組織体制及び人員配置並びに予算配分
他分野の研究所との統合、横断型の研究体制への移行など農業環境の変化に対応した組織の見直しが図られ、より弾力的・効果的な試験研究の推進が期待されるが、そのためには家畜管理業務などの基盤的業務体制の充実も大切な要素である。また、外部資金確保の努力を継続する必要がある。
3 施設・設備等
施設の老朽化が進む中で研究成果は着実に上がっており効率的に運用されていると判断でき、厳しい予算の中で搾乳ロボット等を畜産研究の発展に向け導入することは高く評価される。研究高度化に伴う各種計測機器は陳腐化スピードが速く、研究の重点化に対応した計画的更新が重要である。
4 研究成果
「基本的な4つの柱」のそれぞれで優れた研究成果を上げ、地域の産業シーズを生かした研究成果も多く、実用化を視野に入れてその成果の普及に力を入れており、取組み全体として非常に優れている。特に乳牛・和牛における受精卵の普及推進は貢献度が高い。
5 技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験等の実施状況
技術相談・指導は生産現場との接点であり、ここ数年の増加傾向からも当研究所が地域の産業に必要とされているのがわかる。また、生産現場のニーズを把握するにも最適な場でもあり今後も積極的に取り組む必要がある。6次産業化の取組として食品加工業者などの技術相談も重要と考える。
6 人材育成
研修会や研究会への若手職員派遣など人材育成に積極的であると判断できるが、畜産農家の現状やニーズ、コスト意識のある研究者を養成するためにも積極的に農家の現場への派遣が重要である。また、技術相談や技術指導の能力を高める目的で、研究所職員以外の人材育成もお願いしたい。
7 他機関との連携
大学、民間企業等との積極的な連携による技術開発が進められ、成果を挙げている点が特筆される。今後も開発された技術が現場で活用され、畜産振興に結びついていくために、研究と普及の一体的な推進をより一層図って行くことが必要と考える。
8 県民への情報発信
家畜防疫上視察の受入には大変な努力があったと思われるが、畜産農家をはじめ、子供や学生のインターンシップ研修などインターネットの利用だけでなく、多様な形で活発な情報発信ができていたことは評価できる。今後も機会をとらえ、更に積極的に情報発信を行うべきと考える。
9 前回指摘事項への対応
組織体制の見直しや情報発信の点など前回の指摘事項については、概ね改善に向けた対応がなされている。

総合評価 【平均 3.6点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
	0人	4人	3人	0人	0人

機関全体の活動について不十分と思われるところはなく、限られた予算と要員の中で多くの優れた成果を出しており、特に試験研究における経営的アプローチなどこれまで以上の実績が上がっている。今後も生産者の視点に立った研究と、その技術普及・指導を一層進めてもらいたい。

平成23年度 農林水産総合センター「森林研究所(林業研究室)」
 機関評価評価票(概要)

1 運営方針及び重点分野
運営方針及び重点分野は妥当である。県民の要請に沿った実用的な試験研究や成果の普及体制、民間との分担体制などはよく整理されている。 山村問題など、幅広い視野に立った研究に取り組んでほしい。
2 組織体制及び人員配置並びに予算配分
限られた予算で、多くの課題に対処しており、高度な試験研究に対応するための体制整備が必要と思われる。
3 施設・設備等
近代的な性能を有する設備を配備することが望ましいが、必ずしも十分な予算を確保できないこともあると思われるため、大学や独法などとの共用を進め、この点を補ってもらいたい。
4 研究成果
中国栗等の研究成果に関する問合せが多数寄せられるなど、県民に成果が普及されている。また、独自に開発したソフトが他県の業務にも活用されているなど高く評価できる。研究期間は終了しても、さらなる技術開発のため、今後も機会を捉え研究を継続してもらいたい。
5 技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験等の実施状況
個人、企業等から多岐にわたる内容の技術相談等に対応しているが、依頼試験等の件数が少ないので、もっと積極的なアピールが必要である。
6 人材育成
研修を受講するなど、人材育成や多方面にわたる課題に対応しているが、専門の分化や深化を考えると、若い職員の配置や行政との人事交流なども考慮すべきである。なお、技術者の養成には、時間と費用を要することから、しっかり対応願いたい。
7 他機関との連携
大学等との共同研究や他機関との連携は図られている。ナラ枯れ対策等は近県と連携して取り組む必要がある。また、農林水産総合センターへの統合を活かし、関係する研究所がしっかり連携して調査研究体制を構築してもらいたい。
8 県民への情報発信
成果発表会や森林学習講座のほか、印刷物などを通じ、多様な方法で広くわかりやすく成果を公表している。県民に問題提起をしながら、森林・林業研究の重要性を広く提起する手法を用いて、さらに効果的な普及啓発に努めてもらいたい。
9 前回指摘事項への対応
前回指摘事項については適切に対応しているが、競争的外部資金の獲得への対応がまだ不十分であり、獲得に向けた努力と今後の方針を明示する必要がある。

総合評価 【平均 3.2点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
	0人	2人	3人	1人	0人

県民が求める課題に対して研究成果を上げ、その成果をわかりやすく発信していることは評価できるが、必要に応じて他県の研究機関や農政分野との実質的な連携を行う体制や、競争的外部資金を獲得するための体制の構築が必要である。

平成23年度 農林水産総合センター「森林研究所(木材加工研究室)」
 機関評価評価票(概要)

1 運営方針及び重点分野
公共建築物等木材利用促進法の施行に伴い国産材の利用が高まるため、乾燥技術、国産材内装材の開発、接着、強度等必要性の高いものから研究する必要がある。
2 組織体制及び人員配置並びに予算配分
予算削減の中でも要望に応えられる体制を整備する必要がある。
3 施設・設備等
予算の制約がある中でも老朽化しつつある施設等の状況を把握し、修理や更新の計画を立て、施設の充実を図ってほしい。 また、民間ではできない試験研究を行っていることをよく認識してほしい。
4 研究成果
研究成果を現場に活かしたり、現場に応用していることは評価できる。今後とも、内装材含水率管理技術開発など現場に活かせる研究課題に取り組んでもらいたい。
5 技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験等の実施状況
部材開発や強度試験等多数の依頼試験を受けるなど、地元業界の要請に応じていることは評価できるが、組織再編により地元業界が開催する研修会等への時間が十分割けなくなっていることが懸念される。
6 人材育成
少人数ながら努力していることは認められるが、将来に備えて若い研究者の育成を図る必要がある。また、予算の制約がある中でも、人材育成のため、もう少し職員を研修会等に参加させるべきである。
7 他機関との連携
乾燥問題研究会(安全・安心な乾燥材を生産するためのプロジェクト研究)との連携が必要である。
8 県民への情報発信
技術研修会や技術相談等は、適切に行われている。また、研究成果等についても情報発信はできている。
9 前回指摘事項への対応
多方面の課題に対し、前向きに努力している。

総合評価 【平均 4.0 点】	非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
	0人	5人	0人	0人	0人

限られた予算と人員の中で、多方面にわたり努力をしている。業界からの開発依頼と県民への情報発信との両立は大変であるが、他機関や企業との連携を深めながら、今まで以上に新たな課題への取り組みを期待する。

平成23年度 農林水産総合センター「水産研究所」
 機関評価評価票（概要）

1 運営方針及び重点分野						
行政をはじめ、県内水産業界とともに討論を重ね、時代に即応した運営方針や重点分野を定めたことは適正であり、高く評価できる。中長期、短期的目標を明確にし、事業成果を形あるものとして残し、県内水産業の発展に寄与していただきたい。						
2 組織体制及び人員配置並びに予算配分						
研究課題は、将来的に全員が複数プロジェクトに参加できる体制が望まれる。限られた予算の中、外部資金を取り入れる姿勢は大変評価できる。						
3 施設・設備等						
新研究棟が完成し、効率よく研究開発が進められると考えられるが、設備、機器は十分とはいえないので、他の研究所の機器を活用するなどにより、更なる成果をあげてもらいたい。						
4 研究成果						
現場対応型の研究は、「現場への応用を実施して初めて完了する」という気持ちで実施されたい。						
5 技術相談・指導、普及業務、行政検査、依頼試験等の実施状況						
技術相談・指導など、研究以外の日常業務も適切にこなしている。県民への普及啓発として見学や視察の受入れを行っているが、より積極的な形で小学校やPTA、婦人会等に対して出前授業のようなものを検討してはどうか。						
6 人材育成						
限られた予算、人員の中で種々の研修会に参加させて人材育成を図っていることは良いことである。今後は、オールラウンド（平均点）型ではなく、スペシャリストを育てて欲しい。						
7 他機関との連携						
独立機関としての水産試験場から農林水産総合センターに統合され、水産研究所として生まれ変わった。農業、林業、畜産業とも連携し、水圏環境の問題にも取り組んで欲しい。大学や他県研究機関との連携協力体制はよく確立されている。						
8 県民への情報発信						
企画連絡室のような部署があれば、双方向に情報がやりとりできる。一方的ではあるがホームページの充実が必要である。						
9 前回指摘事項への対応						
研究環境の整備・改善については、新研究棟が整備され、予算確保については競争的資金の獲得など、前向きに努力されている。今後とも課題に対して的確に対応・処理するとともに、若手研究者の育成に努力してほしい。						
総合評価 【平均 4.0点】		非常に優れている	優れている	妥当	見直しが必要	全面的見直しが必要
		0人	6人	0人	0人	0人
水産業を取巻く環境変化には複雑かつ目まぐるしいものがあるが、これらに対処しつつ「水産振興プラン」に沿った目標に即した研究方針、重点分野を定め、これに対応できる組織体制をとって、さらに課題を掘り起していく運営は発展性があり、整合性のとれたものである。						

人権週間における啓発事業について

県では、「人権週間」(12月4日から10日まで)を契機として、広く県民の人権意識の高揚を図るため、岡山地方法務局、市町村、岡山県人権擁護委員連合会等の関係団体と連携し、次のとおり啓発イベント等を開催する。

1 ハートフルフェスタ2011おかやま

- (1) 開催日時 平成23年12月3日(土) 13:30~16:00
- (2) 開催場所 岡山県総合福祉会館(岡山市北区石関町2-1)
- (3) 内 容 ①人権啓発ポスター及び人権作文表彰式
②影絵人形劇等(劇団みんなわ座)
③人権啓発ポスター展、人権啓発資料展
- (4) 参加人数 450名(予定)
- (5) 主 催 岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会(岡山県、岡山地方法務局、岡山市、岡山県人権擁護委員連合会、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会)、岡山県教育委員会

2 人権啓発ポスター入賞入選作品展示会

小・中学校及び高等学校の児童生徒から募集した人権啓発ポスターの入賞及び入選作品を、上記フェスタ会場のほか県内4か所で巡回展示する。

(1) 応募状況等

学 校 数	作 品 数	入 賞	入 選
287校	18,738点	13点	81点

(2) 展示期間及び場所

期 間	場 所
平成23年11月25日(金)~12月1日(木)	岡山県庁 県民室(入賞作品のみ展示)
平成23年12月7日(水)~12月12日(月)	イオン津山ショッピングセンター
平成23年12月14日(水)~12月17日(土)	倉敷公民館 展示室
平成23年12月21日(水)~12月26日(月)	天満屋地下タウン アートスペース

(3) その他、入賞作品は人権啓発ラッピングバスの車内に掲出する。(複製版)

3 その他の主な行事等

- (1) 人権啓発ラッピングバスを運行(平成23年12月1日~平成24年3月31日)
・岡山市内4台(岡電、両備)、倉敷市内2台(両備、下電)、津山市内1台(中鉄)
- (2) 路面電車MOMOへの側面広告(平成23年12月1日~12月10日)
- (3) スポーツ団体と連携した啓発(12月10日 岡山シーガルズ「岡山県デー」)
- (4) 懸垂幕の掲出(県庁舎、県民局庁舎、岡山駅前啓発塔)
- (5) 新聞、ラジオ、情報誌、岡山駅電光掲示板によるPR
- (6) 市町村における様々な啓発イベント等の開催



岡山県人権啓発シンボルマーク

「共生社会おかやま」の実現を目指して

2011 おかやま

ハートフルフェスタ

ひろげよう あふれる笑顔と 思いやり

とき 平成23年 **12月3日(土)**
13:30~16:00(開場13:00)

場所 **岡山県総合福祉会館大ホール**
岡山市北区石関町2-1

会場に駐車場はございません。公共交通機関をご利用下さい。
アクセス:路面電車 東山行き「城下」下車 徒歩約5分

参加者募集 **入場無料**
募集人数 **450名**
・手話通訳・要約筆記あります
・託児あります(要予約)

子ども大人も感動。
海外でも絶賛される
江戸写し絵劇団

劇団みんわ座

写し絵体験・講座もあるよ。

〈プロフィール〉・・・1968年に創立された影絵の劇団。日本の伝統芸能である「江戸写し絵」と影絵芝居を組み合わせた独特の技法の公演が特徴。その技術と芸術性は、国内のみならず2009年アメリカのハリウッド映画アカデミーで上映した際も高く評価されています。

「影絵音楽物語 大きな古時計」 影絵人形劇



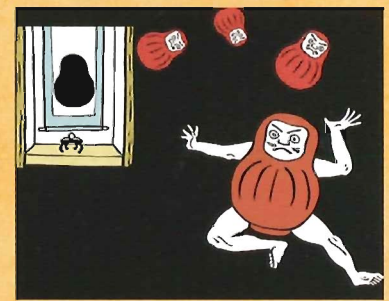
「とべないホタル」

影絵人形劇



「とべないホタル」あらすじ
羽がちぎれて飛べない一匹のホタルは、仲間が飛ぶのを羨ましそうに眺めるばかり。ある日、ホタル狩りに来た人間の子供が飛べないホタルを捕まえようと近づいてきました。それを見た仲間のホタルは、自ら子どもの手に降りて行って…。仲間を思いやる心と勇気を伝える、感動の物語です。

「だるま夜話」 江戸写し絵



同時開催

- ◆児童生徒人権啓発ポスター表彰式・人権作文表彰式 ◆人権作文最優秀作品朗読
- ◆児童生徒人権啓発ポスター展 ◆人権啓発資料展 ◆人権啓発パネル展

応募方法

1 応募方法 ハガキ、FAX又は岡山県ホームページから、次のことを記入して応募してください。

- ①入場整理券の送付先(代表者氏名・郵便番号・住所・電話番号)
- ②同伴者氏名(代表者を除き3名まで)
- ③手話通訳席、要約筆記席、車いす席の利用希望及び人数
- ④託児希望の方は、お子さんの氏名・年齢(託児対象:生後3ヶ月~就学前の子ども)

2 応募先

[ハガキの場合]〒700-8570(住所不要) 岡山県人権施策推進課「ハートフルフェスタ」係
[FAXの場合] (086)234-5924
[ホームページ] <http://www.pref.okayama.jp/> [組織で探す>県民生活部>人権施策推進課]

3 当選者の発表

応募者多数の場合は、抽選を行い、当選者には11月22日(火)〈予定〉に入場整理券を発送します。なお、落選者には連絡しませんので、あらかじめご了承ください。

問合せ先 岡山県人権施策推進課「ハートフルフェスタ」係 TEL.(086)226-7406

応募締切 **11月16日(水)必着**



人権イメージキャラクター
人KENももる君 人KENあゆみちゃん

こちらから
申込フォームに
アクセスできます。



※応募いただいた個人情報は、適正に主催者が管理し、当事業の目的のみに使用します。 ※応募締切後、募集人数に満たない場合は引き続き応募を受け付けます。
※事前申込の方が優先になりますが、募集人数に満たない場合、申込をしていない方の当日参加も受け付けます。 ※都合によりスケジュールが変更になる場合がございます。
●主催/岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会(岡山県、岡山地方方法務局、岡山市、岡山県人権擁護委員連合会、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会)、岡山県教育委員会
●後援/岡山県市長会、岡山県町村会、社会福祉法人山陽新聞社会事業団、山陽新聞社、岡山日日新聞社、NHK岡山放送局、RSK山陽放送、OHK岡山放送、RNC西日本放送、KSB瀬戸内海放送、TSCテレビせとうち、FM岡山、oniビジョン



ハートフルフェスタ 2011 おかやま

参加申込書【FAX用】

FAX:086-234-5924

※ハートフルフェスタに応募される方は、必要事項を記入し、このままFAXしてください。

入場整理券送付先	代表者のお名前			
	// ご住所	(〒 -)		
	// 電話番号	()	-	
同伴者のお名前 (代表者を除き3人まで)	1人目			
	2人目			
	3人目			
手話通訳席・要約筆記席 ・車いす席の利用	※利用を希望される方は、人数をご記入ください。			
	手話通訳席 (人)	要約筆記席 (人)	車いす席 (人)	
託児申込 (複数申込み可)	※利用を希望される方は、お子様のお名前・年齢をご記入ください。(対象:生後3ヶ月～就学前の子ども)			
	お名前()	年齢(歳 ヶ月)		
	お名前()	年齢(歳 ヶ月)		
	お名前()	年齢(歳 ヶ月)		

※応募締切：平成23年11月16日(水)〈必着〉

※当選発表：応募者多数の場合は抽選を行い、当選者には11月22日(火)〈予定〉に入場整理券を発送します。なお、落選者には連絡しませんので、あらかじめご了承ください。